

Tomisato City



資料編

目 次

資料編

資料集

1. 条例・要綱・規程等	資料-1
1. 1 富里市防災会議条例	資料-1
1. 2 富里市災害対策本部条例	資料-3
1. 3 富里市災害対策本部設置規程	資料-4
1. 4 富里市防災配備指令要綱	資料-6
1. 5 富里市災害警戒本部業務取扱要領	資料-13
1. 6 富里市防災行政無線局管理運用規程	資料-15
1. 7 富里市防災行政無線（固定系）戸別受信機の貸与及び管理に関する規則	資料-21
1. 8 富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱	資料-22
1. 9 富里市自主防災組織支援事業補助金交付要綱	資料-25
1. 10 富里市避難行動要支援者名簿作成要綱	資料-28
2. 災害応援協定等	資料-32
3. 危険箇所に関する資料	資料-39
4. 情報・通信に関する資料	資料-41
4. 1 災害時連絡先	資料-41
4. 2 国・県への報告先	資料-43
4. 3 自衛隊災害派遣関係連絡先	資料-44
5. 避難・応急対策に関する資料	資料-45
5. 1 避難施設一覧	資料-45
6. 緊急輸送等に関する資料	資料-47
6. 1 緊急輸送道路	資料-47
6. 2 ドクターヘリポート	資料-48
7. 要配慮者利用施設	資料-49
8. 災害関連情報に関する資料	資料-52
8. 1 気象庁震度階級関連解説表	資料-52
8. 2 災害救助法による救助の種類・方法・期間等	資料-57
8. 3 被害認定基準	資料-61
8. 4 火災・災害等速報要領の直接即報基準	資料-64

様式集

1. 参集記録関係	様式-1
1. 1 参集カード	様式-1
1. 2 参集記録票	様式-2
1. 3 参集途上の被災状況記録票	様式-3
2. 被害状況報告関係	様式-4
2. 1 被害発生状況連絡票	様式-4

2. 2	災害箇所一覧表.....	様式-5
2. 3	人的被害報告.....	様式-6
2. 4	住家被害報告.....	様式-7
2. 5	その他の被害報告.....	様式-8
3.	緊急通行車両関係.....	様式-9
3. 1	緊急通行車両等確認申請書.....	様式-9
3. 2	緊急通行車両確認証明書.....	様式-10
3. 3	緊急通行車両標章.....	様式-11
4.	自衛隊関係.....	様式-12
4. 1	災害派遣部隊要請の様式.....	様式-12
4. 2	災害派遣部隊撤収の様式.....	様式-13
5.	県報告関係.....	様式-14
5. 1	人的被害.....	様式-14
5. 2	住家等被害.....	様式-15
5. 3	交通規制（道路被害）.....	様式-16
5. 4	その他被害に関する情報.....	様式-17
5. 5	避難指示等発令.....	様式-18
5. 6	物資資源管理情報.....	様式-19
5. 7	避難所等情報.....	様式-20
5. 8	消防庁様式.....	様式-21
5. 9	道路災害等における情報連絡.....	様式-26
6.	避難所関係.....	様式-27
6. 1	避難者カード.....	様式-27
6. 2	避難者名簿.....	様式-29
6. 3	在宅被災者名簿.....	様式-30
6. 4	避難所運営記録.....	様式-31
6. 5	退去者記録.....	様式-32
6. 6	外出受付簿.....	様式-33
6. 7	外来受付簿.....	様式-34
6. 8	電話受付用紙.....	様式-35
6. 9	物資配送依頼票.....	様式-36
6. 10	避難所用品管理票.....	様式-37
6. 11	避難所運営委員会編成名簿.....	様式-38
6. 12	ペット登録台帳.....	様式-39
7.	医療救護関係.....	様式-40
7. 1	取扱患者台帳.....	様式-40
7. 2	救護所運営記録簿.....	様式-41
7. 3	災害用医薬品等の供給要請について.....	様式-43
8.	罹災証明関係.....	様式-44
8. 1	罹災届出書.....	様式-44
8. 2	罹災証明書.....	様式-46
9.	被災者台帳.....	様式-48

10. 遺体等関係.....	様式-50
10. 1 行方不明者等受付簿.....	様式-50
10. 2 遺体処置台帳.....	様式-51
10. 3 埋葬台帳.....	様式-52
10. 4 遺骨及び遺留品処置票.....	様式-53
11. 義援金品受領書.....	様式-54

資料集

1. 条例・要綱・規程等

1. 1 富里市防災会議条例

昭和 40 年 3 月 25 日条例第 9 号
改正

昭和41年 9 月30日条例第 24 号
平成 8 年 3 月26日条例第 9 号
平成24年 9 月28日条例第 28 号

昭和62年 3 月27日条例第12号
平成12年 3 月27日条例第24号
令和 2 年 1 月 1 日条例第35号

富里市防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、富里市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富里市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 千葉県の職員
 - (3) 千葉県警察官
 - (4) 市の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) その他市長が特に必要と認めた者

6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号、8 号及び 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害応急対策計画
復興計画
災害復旧
資料編

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 41 年 9 月 30 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 27 日条例第 12 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日条例第 24 号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 19 日条例第 35 号）

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

総則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

1. 2 富里市災害対策本部条例

富里市災害対策本部条例

昭和 40 年 3 月 25 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、富里市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第 2 条 災害対策本部長は、市長をもつて充て、災害対策本部の事務を総理し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員を充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 19 日条例第 35 号）

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害応急対策計画
復興計画
災害復旧
資料編

1. 3 富里市災害対策本部設置規程

平成 31 年 2 月 1 日訓令第 2 号

富里市災害対策本部設置規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、富里市災害対策本部条例（昭和 40 年条例第 10 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、富里市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(対策本部の設置及び廃止)

第 2 条 対策本部を設置する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市域で震度 5 強以上を観測したとき。
- (2) 市域に気象業務法施行令（昭和 27 年政令 471 号）に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、かつ、本市域内において重大な災害が予測され、その対策を要すると認められるとき。
- (3) 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 9 条第 1 項の規定による警戒宣言が発令されたとき。
- (4) 市長が防災配備指令を発令したとき。
- (5) その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策を要するとき。

2 市長は、対策本部を設置した後において災害が発生するおそれが解消したと認めたときその他対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、これを廃止する。

(対策本部の設置場所)

第 3 条 対策本部は、富里市役所に設置する。

2 前項の場所に設置できない場合は、富里市消防本部に設置する。

(組織)

第 4 条 対策本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長は、条例第 2 条第 1 項の規定により、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、総務部長、企画財政部長、健康福祉部長、経済環境部長、都市建設部長、教育部長、議会事務局長及び消防長をもって充てる。

5 本部長が必要と認めるときは、防災関係機関及び災害派遣された自衛隊の代表者を本部員に加えることができる。

(本部員会議)

第 5 条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

3 本部員会議は、災害予防及び災害応急対策の実施方針について決定する。

(部及び班)

第 6 条 条例第 3 条第 1 項の規定により設置する部及び部を構成する班の組織体制及び事務分掌は、富里市地域防災計画に定めるとおりとする。

(防災活動)

第 7 条 本部員は班長を指揮し、班長は配備職員を指揮監督し、それぞれの事務分掌の防災活動を行う。

(班長)

第8条 班長は、部の所管の被害の状況、応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報を取りまとめて本部に連絡し、本部からの指令その他の連絡事項を所属の部に連絡することを任務とする。

(応援職員の派遣)

第9条 本部員は、他班及び外部から応援を求める必要があると認められるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、本部長は必要に応じて応援職員を派遣するものとする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日訓令第7号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日訓令第3号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

総則	
災害予防計画	
災害応急対策計画	震災
	風水害
	事故災害
	東海地震
復興計画	災害復旧
資料編	

1. 4 富里市防災配備指令要綱

富里市防災配備指令要綱

改正 平成 31 年 4 月 1 日 令和 3 年 3 月 18 日 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 47 条の規定に基づき、災害の発生に伴って緊急に必要とされる膨大な応急対策業務を迅速かつ的確に処理することを目的として、防災配備指令に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「職員」とは、富里市災害対策本部設置規程（平成 31 年訓令第 2 号）に規定する富里市災害対策本部（以下「対策本部」という。）に属する職員をいい、「部」及び「班」とは、対策本部に設置された部及び班をいう。

(緊急防災要員の指定)

第 3 条 市長は、災害発生直後の体制を整えるため、職員の中から緊急防災要員を指定する。

2 緊急防災要員は、各部職員の中から別表第 1 に定める基準に基づき、各部の長が指名するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第 4 配備については、全職員を指定するものとする。

(防災配備指令の発令及び解除)

第 4 条 市長は、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において防災上必要があると認めるときは、緊急防災要員に対し防災配備指令を発令する。

2 市長は、災害の発生、継続又は拡大の危険がなくなったと認めるときは、防災配備指令を解除する。

(防災配備指令の区分、発令基準等)

第 5 条 活動体制、防災配備指令の区分、発令基準及び活動内容は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

第 6 条 各部の長は、防災配備指令が発令されたときは、配備につくべき緊急防災要員を指導し、防災活動を実施しなければならない。

2 各部の事務分掌は、富里市地域防災計画の定めるところによる。

3 各部の長は、第 1 項の規定に基づき防災活動を実施したときは、緊急防災要員の配備状況を直ちに防災担当部長を通じて市長に報告しなければならない。

(配備の特例措置)

第 7 条 市長は、災害の規模と応急復旧の対応状況に応じ、各配備体制の増減変更を行うことができる。

(防災配備指令の伝達)

第 8 条 防災配備指令は、富里市地域防災計画の定めるところにより職員に迅速かつ正確に伝達するものとする。

(職員の心構え)

第 9 条 職員は、常に防災活動に従事できるよう心掛けていなければならない。

(参集基準)

第 10 条 職員の参集基準は、別表第 2 に定めるところによる。

総則

災害予防

震災

災害応急対策計画

風水害

事故災害

東海地震

災害復旧

資料編

(配備計画の作成及び提出)

第11条 各班の長は、防災配備指令が発令された場合における緊急防災要員の配備計画を作成し、毎年4月の第2金曜日までに防災課に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

総則
災害予防計画
震災 風水害 事故災害 東海地震
災害応急対策計画
災害復旧復興計画
資料編

別表第1-1 (第3条関係)

緊急防災要員指定の目安(地震)

部	各課等	緊急防災要員の指定数			備考
		第1配備	第2配備	第3配備	
総務部	防災課	情報収集及び関係機関との連絡ができる人員	課員全員	課員全員	本部事務局
総務部	総務課 広報情報課 市民課 市民活動推進課		災害警戒本部の運営が可能な必要最小限の職員数かつ予防的災害応急措置が実施できる職員数(部職員数のおおむね3分の1)。ただし、臨時職員を除く。	災害対策本部の運営が可能な必要最小限の職員数かつ業務継続計画に示す非常時優先業務が実施できる職員数(部職員数のおおむね2分の1)。ただし、臨時職員を除く。	各部局長は、毎年4月末までに緊急防災要員を定め、防災課(本部事務局)に提出する。
企画財政部	経営戦略課 財政課 納税課 課税課				
健康福祉部	社会福祉課 子育て支援課 高齢者福祉課 生活支援課 健康推進課 国保年金課				
経済環境部	農政課 商工観光課 環境課				
都市建設部	建設課 都市計画課 上下水道課	情報収集及び給水及び断水の状況を確認できる人員数			
教育部	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 図書館				
	会計課				
	議会事務局				
	監査委員事務局				
	農業委員会事務局				

別表第1-2 (第3条関係)

緊急防災要員指定の目安 (風水害)

部	各課等	緊急防災要員の指定数			備考
		第1 配備	第2 配備	第3 配備	
総務部	防災課	情報収集及び関係機関との連絡ができる人員	課員全員	課員全員	本部事務局
総務部	総務課 広報情報課 市民課 市民活動推進課	/	災害警戒本部の設置が可能な必要最小限の職員数かつ予防的災害応急措置が実施できる職員数。ただし、臨時職員を除く。	災害警戒本部の運営が可能な必要最小限の職員数かつ業務継続計画に示す非常時優先業務で風水害においても実施する業務が実施できる職員数。ただし、臨時職員を除く。	各部局長は、毎年4月末までに緊急防災要員を定め、防災課(本部事務局)に提出する。
企画財政部	経営戦略課 財政課 課税課 納税課				
健康福祉部	社会福祉課 子育て支援課 高齢者福祉課 生活支援課 健康推進課 国保年金課				
経済環境部	農政課 商工観光課 環境課				
都市建設部	建設課 都市計画課 上下水道課				
教育部	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 図書館				
会計課					
議会事務局					
監査委員事務局					
農業委員会事務局					

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
災害復旧
資料編

別表第1-3 (第3条関係)

緊急防災要員指定の目安 (大規模事故災害)

総則	部	各課等	緊急防災要員の指定数			備考
			第1配備	第2配備	第3配備	
災害予防 災害応急対策計画 災害復旧 資料編	総務部	防災課	情報収集及び関係機関との連絡ができる人員	・大規模事故災害の規模・状況により、必要な人員を参集する。	本部事務局	
	総務部	総務課 広報情報課 市民課 市民活動推進課				
	企画財政部	経営戦略課 財政課 課税課 納税課				
	健康福祉部	社会福祉課 子育て支援課 高齢者福祉課 生活支援課 健康推進課 国保年金課				
	経済環境部	農政課 商工観光課 環境課				
	都市建設部	建設課 都市計画課 上下水道課				
	教育部	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 図書館				
	会計課					
	議会事務局					
	監査委員事務局					
農業委員会事務局						

別表第2-1 (第5条関係)

活動体制、防災配備指令、発令基準及び活動内容 (地震)

活動体制	配備指令	配備基準	主な活動
情報収集体制	第1配備	① 市域内で震度4の揺れを観測した場合 (自動配備) ② 東海に関連する調査情報 (臨時) が発表されたとき (自動配備) ③ その他市長が必要と認めた場合	総務部長の指示のもと、本部を設置しない通常の組織体制 【防災課】 ・地震の被害に関する情報の収集及び伝達 ・今後の配備体制の検討
警戒体制	第2配備	① 市域内で震度5弱の揺れを観測した場合 (自動配備) ② 東海地震注意情報が発表されたとき (自動配備) ③ その他市長が必要と認めた場合	防災担当部長を本部長とする災害警戒本部を設置 ・警戒本部の設置 ・被害情報の収集及び伝達 ・災害対策本部への移行判断 ・自主避難所の開設判断 ・市域巡回 ・電話対応 ・状況により報道対応
非常体制	第3配備	① 市域内で震度5強の揺れを観測した場合 (自動配備) ② 東海地震予知情報 (警戒宣言) が発表されたとき (自動配備) ③ その他市長が必要と認めた場合	市長を本部長とする災害対策本部を設置 【全庁】 ・災害対策本部事務分掌による緊急、応急及び復旧対策
	第4配備	① 市域内で震度6弱以上の揺れを観測した場合 (自動配備) ② その他市長が必要と認めた場合	

備考 本市域の震度は、市庁舎に設置している計測震度計による。

【資料50】『気象庁震度階級関連解説表』参照

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
復旧計画
災害復旧
資料編

別表第2-2 (第5条関係)

活動体制、防災配備指令、発令基準及び活動内容 (風水害・大規模事故)

活動体制	配備指令	配備基準	主な活動	
総則 計画 災害予防 震災 風水害 事故災害 東海地震 復興計画 災害復旧 資料編	情報収集体制	第1配備 ① 次の防災気象情報の1以上が富里市に発表され、市長が必要と認めたとき ○大雨注意報 ○強風注意報 ○洪水注意報 ○竜巻注意情報 ② 台風の接近等が予想され、市長が必要と認めたとき ③ 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する事故が発生し、市長が必要と認めたとき ④ その他市長が必要と認めた場合	総務部長の指示のもと、本部を設置しない通常の組織体制 【防災課】 ・気象等の災害に関する情報の収集及び伝達 ・今後の配備体制の検討	
	警戒体制	第2配備 初動警戒体制	① 次の警報の1以上が富里市に発表された場合 ○大雨警報 ○暴風警報 ○洪水警報 ② 勢力の強い台風の接近等が予想される場合 ③ その他市長が必要と認めた場合	【防災課】 【市民課】※ 【市民活動推進課】※ 【都市建設部】※ 【教育委員会】※ ※状況に応じ参集 ・情報の収集及び伝達 ・避難所の開設 ・市域巡回
		第2配備	① 次の警報の2以上が富里市に発表され、災害発生の危険度が高まり、市長が必要と認めたとき ○大雨警報 ○暴風警報 ○洪水警報 ② 24時間以内に台風の上陸又は300mm以上の集中豪雨が予想され、市長が必要と認めたとき ③ 市域に土砂災害警戒情報が発表された場合 ④ 局地的な災害が発生し、市長が必要と認めたとき ⑤ その他市長が必要と認めた場合	
	第3配備 本部設置	① 次の警報の2以上が富里市に発表され、災害発生の危険度が高まり、市長が必要と認めたとき ○大雨警報 ○暴風警報 ○洪水警報 ② 24時間以内に台風の上陸又は300mm以上の集中豪雨が予想され、市長が必要と認めたとき ③ 市域に土砂災害警戒情報が発表された場合 ④ 局地的な災害が発生し、市長が必要と認めたとき ⑤ その他市長が必要と認めた場合	防災担当部長を本部長とする災害警戒本部を設置 【全庁】 ・警戒本部体制による災害対応準備 ・応急措置	
非常体制	第4配備	① 大雨特別警報又は暴風特別警報が発表され、市長が必要と認めたとき ② 市域の広範囲にわたり災害が発生し、市長が必要と認めたとき ③ 広範囲でなくとも被害が甚大で、市長が必要と認めたとき	市長を本部長とする災害対策本部を設置 【全庁】 ・災害対策本部事務分掌による緊急、応急及び復旧対策	

1. 5 富里市災害警戒本部業務取扱要領

富里市災害警戒本部業務取扱要領

改正 平成31年4月1日 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、富里市災害対策本部条例（昭和40年条例第10号）に規定する富里市災害対策本部（以下「対策本部」という。）が設置される前又は対策本部が設置されない場合において、各関係機関及び民間の協力を得て災害の情報収集、応急対策等警戒体制の明確なる確立及び初動体制の確立を図るため、富里市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置することに関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 警戒本部は、次に該当する場合であつて、防災担当部長が必要と認めたとときに、市長の指示により設置する。

- (1) 市域で震度5弱の地震を観測したとき。
- (2) 東海地震注意報が発表されたとき。
- (3) 大雨、暴風、洪水その他警報が発せられたとき。
- (4) 局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(設置場所)

第3条 警戒本部は、富里市役所に設置する。

2 前項の場所に設置できない場合は、富里市消防本部に設置する。

(組織及び構成)

第4条 警戒本部の組織は、対策本部の組織編成によるものとする。

2 警戒本部に警戒本部長、副本部長、本部員及び班員を置く。

3 警戒本部長は総務部長をもって充て、副本部長は経済環境部長及び都市建設部長をもって充てる。

4 本部員は、企画財政部長、健康福祉部長、議会事務局長、教育部長及び消防長をもって充てる。

(所掌事務)

第5条 事務分掌は、富里市地域防災計画によるものとする。

(警戒本部長の権限)

第6条 警戒本部長の権限は、警戒本部員会議を開催するほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各班に対し、講ずべき必要な措置を指示すること。
- (2) 災害の状況に応じ各関係機関に対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請すること。

(警戒本部員会議)

第7条 警戒本部員会議は、警戒本部長、副部長及び本部員をもって構成する。

2 警戒本部長は、災害対策上重要な事項について審議する必要がある場合には、警戒本部員会議を招集する。

(解散)

第8条 警戒本部長は、予測された災害の危険が解消したと認めたととき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたとときは、市長の指示により警戒本部を解散する。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
災害復旧
資料編

1. 条例・要綱・規程等

2 災害対策本部が設置された場合は、警戒本部は解散する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要事項は、その都度警戒本部長が定める。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

総則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

1. 6 富里市防災行政無線局管理運用規程

富里市防災行政無線局管理運用規程

平成6年4月1日訓令第4号

平成7年1月13日訓令第1号
 平成8年3月29日訓令第5号
 平成13年3月1日訓令第2号
 平成16年3月23日訓令第1号の2
 平成17年12月1日訓令第4号
 平成20年1月4日訓令第1号
 平成23年4月1日訓令第4号
 平成27年5月22日訓令第4号
 平成29年4月1日訓令第6号
 平成31年4月1日訓令第8号
 令和元年8月27日訓令第1号
 令和3年6月17日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、富里市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (5) 無線従事者 法第2条第6号に規定する者をいう。

(無線局の任務)

第3条 無線局は、富里市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図ることを任務とする。

(無線局の配置)

第4条 無線局の配置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(総括管理者)

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧
復興計画
資料編

第5条 無線系に総括管理者を置くものとする。

2 総括管理者は、無線系の管理運用等の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、市長をもって充てる。

(管理責任者)

第6条 無線系に管理責任者を置くものとする。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び保管責任者を指揮監督する。

3 管理責任者は、防災担当課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 無線系に通信取扱責任者を置くものとする。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者が職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(保管責任者)

第8条 無線系に保管責任者を置くものとする。

2 保管責任者は、管理責任者の命を受け、各部署に設置した無線局の管理監督の業務を所掌する。

3 保管責任者は、各部署の課長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者の配置及び養成等)

第9条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月10日をもって無線従事者名簿(別記第1号様式)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第10条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(別記第2号様式及び別記第3号様式)の記載を行うものとする。

(通信取扱者)

第11条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに関係法令を遵守し無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(業務報告)

第12条 無線従事者は、毎月の無線局の運用状況を防災行政無線運用状況報告書(別記第4号様式)により翌月の10日までに管理責任者に報告するものとする。

(業務書類等の管理)

第13条 管理責任者は、関係法令に基づく業務書類等を管理保管する。

2 管理責任者は、常に現行の電波法令集を整備しておくものとする。

3 管理責任者は、無線従事者選(解)任届(別記第5号様式)に関する書類を常に整理保管しておくものとする。

(無線設備の保守点検)

第14条 無線設備の正常な機能を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検 無線従事者が行う。

- (2) 月点検 無線従事者が行う。
- (3) 半年点検 管理責任者が保守点検業務委託により行う。
- 2 前項各号の保守点検の結果、異常を発見したときは、直ちに総括管理者又は管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第 15 条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年 1 回
- (2) 定期通信訓練 四半期ごと
- 2 訓練は、通信統制訓練、伝達訓練及び陸上移動局による情報収集を重点として行うものとする。

(研修)

第 16 条 総括管理者は、毎年 1 回以上通信取扱者等に対して、関係法令及び無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(委任)

第 17 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 7 年 1 月 13 日訓令第 1 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 29 日訓令第 5 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 23 日訓令第 1 号の 2)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 12 月 1 日訓令第 4 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 1 月 4 日訓令第 1 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 4 月 1 日訓令第 4 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 5 月 22 日訓令第 4 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 4 月 1 日訓令第 6 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (令和元年 8 月 27 日訓令第 1 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 6 月 17 日訓令第 1 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害応急対策計画
復興計画
災害復旧
資料編

別表第1（第4条関係）

防災行政無線局（固定系）の設置場所

1 固定系親局

種別	設置場所	所在地
親局	富里市役所	富里市七栄 652 番地 1
遠隔制御装置	富里市消防本部	富里市七栄 735 番地 2

2 固定系子局

番号	設置場所	所在地
0	富里市役所	富里市七栄 652 番地 1
1	日吉台第3公園	富里市日吉台二丁目 18 番地
2	日吉台小学校	富里市日吉台四丁目 21 番地
3	日吉台第7公園	富里市日吉台五丁目 24 番地 1
4	富里北中学校	富里市日吉倉 1515 番地 31
5	緑ヶ丘公園	富里市大和 211 番地 169
6	桜台第2公園	富里市久能 238 番地 51
7	小松台公園	富里市七栄 513 番地 138
8	根木名小学校	富里市根木名 1005 番地 3
9	富里台第1公園	富里市根木名 658 番地 156
10	東七栄集会所	富里市七栄 650 番地 1768
11	七栄集会所	富里市七栄 646 番地 115
12	七栄小学校	富里市七栄 132 番地 7
13	南七栄中央公園	富里市七栄 111 番地 157
14	南平台運動場	富里市新橋 772 番地 17
15	中部ふれあいセンター	富里市七栄 448 番地 10
16	東内野公園	富里市七栄 305 番地 15
17	富里小学校	富里市七栄 720 番地
18	ファミリータウン富里集会所	富里市根木名 1026 番地 1
19	旭ヶ丘公園	富里市根木名 221 番地 164
20	クリーンセンター	富里市七栄 654 番地
21	富里第一小学校	富里市中沢 573 番地 1
22	福祉センター	富里市七栄 653 番地 2
23	葉山公園	富里市御料 1009 番地 44
24	立沢台青年館	富里市立沢新田 48 番地 254
25	富里南中学校	富里市十倉 127 番地 38
26	旭共同利用施設	富里市御料 568 番地 1
27	両国共同利用施設	富里市十倉 500 番地 2
28	南部共同利用施設	富里市御料 488 番地 1
29	武州青年館	富里市十倉 296 番地 1

番号	設置場所	所在地
30	富里南小学校	富里市御料 4 番地 1
31	南山集会所	富里市中沢 265 番地 6
32	新中沢会館	富里市新中沢 486 番地 266
33	二重堀青年館	富里市立沢 386 番地 4
34	浩養すいかキッズクラブ	富里市十倉 1087 番地 1
35	四区集会所	富里市十倉 2346 番地 3
36	三区集会所	富里市十倉 612 番地 15
37	旧洗心小学校跡地	富里市十倉 732 番地 3
38	富里ふるさと自然公園	富里市七栄 574 番地 1
39	富里第二工業団地第二号公園	富里市美沢 37 番地 1
40	吉川集会所	富里市十倉 185 番地 875
41	高松入集会所	富里市十倉 190 番地 23
42	夷の口	富里市十倉 131 番地 131
43	普門寺	富里市高松 118 番地
44	南新木戸第 2 公園	富里市七栄 1007 番地
45	日吉倉新田集会所	富里市日吉倉 1367 番地
46	大和第 1 公園	富里市大和 260 番地 90
47	高野区集会所	富里市高野 547 番地
48	十倉東公園	富里市十倉 853 番地 55
49	五斗蒔公園	富里市日吉倉 3017 番地
50	中木戸公園	富里市七栄 575 番地 329
51	葉山集会所	富里市御料 912 番地 15
52	獅子穴第 3 公園	富里市七栄 651 番地 652
53	南七栄入口	富里市七栄 176 番地 5
54	葉山台第 2 公園	富里市御料 1057 番地 51
55	太陽の丘第 5 公園	富里市十倉 297 番地 8
56	宮内児童遊園	富里市御料 171 番地 2
57	立沢ニュータウン公園	富里市立沢 580 番地 7
58	ハニワ台第 1 公園	富里市十倉 705 番地 43
59	久能駒形神社	富里市久能 552 番地 3
60	立沢ポンプ場	富里市立沢 1451 番地
61	中沢野馬木戸	富里市中沢 299 番地 25
62	新木戸大銀杏公園	富里市七栄 532 番地付近
63	宮内交差点南	富里市御料 213 番地 4
64	獅子穴北	富里市七栄 648 番地 90
65	新橋公民館	富里市新橋 245 番地 1
66	中沢第 7 分団機庫跡	富里市中沢 1354 番地 2
67	旧平集会所南	富里市御料 1140 番地 7

総
則

災害
計画
予防

震
災

災害
応急
対策
計画
風水害

事故
災害

東
海
地
震

災害
復興
計画
復旧

資
料
編

番号	設置場所	所在地
68	富里中央公園	富里市七栄 652 番地 12
69	御料動物愛護センター西	富里市御料 733 番地
70	三区軽便鉄道跡	富里市十倉 586 番地
71	JA 富里西部出荷場	富里市中沢 1596 番地 12
72	三区山室入調整水槽	富里市十倉 686 番地 123
73	実の口 2	富里市十倉 128 番地 49
74	北総中央 3・5 号調整水槽	富里市十倉 43 番地 17
75	富里第二工業団地緑地	富里市美沢 28 番地
76	南平台団地入口交差点西	富里市七栄 41 番地 6
77	大溜橋北	富里市七栄 69 番地 176
78	白鷺橋北	富里市日吉倉 789 番地 1
79	久能新田	富里市久能 269 番地 7
80	環境対策用地	富里市七栄 649 番地 93

総則

災害予防
計画

震災

災害
風水害
事故災害
応急
対策
計画

東海地震

災害復旧
復興
計画

資料編

1. 7 富里市防災行政無線（固定系）戸別受信機の貸与及び管理に関する規則

平成8年3月29日規則第20号

富里市防災行政無線（固定系）戸別受信機の貸与及び管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富里市防災行政無線（固定系）戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与)

第2条 市は、予算の範囲内において、次の各号の区分により戸別受信機1台の貸与を行うことができる。

- (1) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）の規定に基づき指定された成田国際空港の第1種区域内にある世帯
- (2) 難聴地区及び拡声放送により難い地区内にある世帯
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(費用負担)

第3条 前条の規定により戸別受信機の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 戸別受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池交換費用
- (2) 前号に掲げる費用のほか、市長が特別に利用者の負担すべきものとした費用

(保守管理等)

第4条 利用者は、戸別受信機の改造等原形を変える行為をしてはならない。

2 利用者は、常に戸別受信機の取扱いに注意し、点検を行い保守管理に努めるものとする。

(変更の届出)

第5条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに防災行政無線（固定系）戸別受信機変更事項届書（別記様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 戸別受信機を損傷又は滅失したとき。
- (2) 住所を変更するとき。
- (3) その他戸別受信機の設置等に変更があるとき。

(損害賠償)

第6条 利用者は故意又は過失により、戸別受信機に損傷を与えた場合は、その程度により損害を賠償しなければならない。

(戸別受信機の返還)

第7条 市長は、利用者が第2条各号の区分に該当しなくなったときは、当該利用者に対して戸別受信機の返還を求めるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、戸別受信機の貸与及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第9号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
災害復旧
資料編

1. 8 富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱

平成 15 年 9 月 22 日告示第 66 号

富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、がけ地の崩壊により発生した災害の復旧及び二次災害の防止により市民の生命、身体又は財産の保護に資するため、緊急的な工事を行うがけ地の所有者等（以下「施行者」という。）に対し、富里市補助金等交付規則（平成 19 年規則第 10 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき助成金を交付する。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地 原則として自然の力により形成された斜面地で、その傾斜度が 30 度以上である土地をいう。
- (2) 崩壊 降雨又は地震等により地盤が緩み、がけ地が崩れ落ちること又は表層が滑り落ちてくることをいう。
- (3) 二次災害 崩壊により溜まった土砂等に起因して発生する災害をいう。

(助成の範囲)

第3条 市長は、次の各号の全てに該当する工事に対し、予算の範囲内において助成することができる。

- (1) 富里市地域防災計画において急傾斜地崩壊危険箇所に指定されている区域又はがけ地の垂直の高さが 5 メートル以上で、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる危険区域として、市長が別に定めるところにより設置する富里市がけ地整備事業審査委員会が特に認めた区域において行う工事
- (2) 二次災害を防止するため緊急に行う工事（急傾斜地崩壊防止工事技術指針（国土交通省河川局砂防部監修）に基づく工事は除く。）
- (3) 施行者が、富里市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された者又はこれに準ずる者として、市長が特に認めたものに委託して行う工事

2 前項の規定にかかわらず、助成を受けようとする工事を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該工事は助成対象とはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められるものを除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与

又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
(暴力団密接関係者)

第4条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者（助成事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第5条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、二次災害を防止するために必要とする擁壁の設置、法面の整備又は災害の復旧に必要とする既存建造物の除却に要する費用とする。

2 助成金の額は、対象経費の3分の1以内の額とし、150万円を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、申請された対象経費が著しく適正を欠くと認めたときは、市長が適正と認めた額を対象経費として助成金の額を決定するものとする。

(助成の申請及び交付決定)

第6条 助成金を受けようとする施行者は、工事着手前にながけ地災害復旧助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図写し
- (3) 災害写真
- (4) 工事施工図
- (5) 工事費見積書
- (6) 工事施工承諾書（工事の区域内に、施行者以外の土地、建物の権利を有する者がいる場合）
- (7) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定による申請の内容が第3条第1項各号に規定する助成の範囲であると認めるときは、施行者にながけ地災害復旧助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(工事の変更等)

第7条 施行者は、前条第2項の規定による決定通知を受けた後に、工事の内容を変更しようとするとき又は廃止しようとするときは、速やかにながけ地災害復旧工事の変更・廃止申請書（別記第3号様式）に次の各号のいずれかに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げるもののうち変更に関係する図書
- (2) 工事の廃止後の安全確保の方法を明記した図書

2 市長は、前項の規定により申請の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施行者にながけ地災害復旧工事の変更・廃止承認通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

- (1) 工事の変更の場合にあつては、変更後の工事が第3条各号に適合しているとき。
- (2) 工事の廃止の場合にあつては、工事の廃止後も安全が確保できる見込みがあるとき。

(実績報告及び完了検査)

第8条 施行者は、工事を完了したときは、速やかにながけ地災害復旧工事完成届（別記第5号様式）に次に掲げる書類等を添えて市長に届け出なければならない。

総則	災害予防	震災	風水害	事故災害	東海地震	災害復旧	復興計画	資料編
----	------	----	-----	------	------	------	------	-----

- (1) 工事写真及びしゅん工図
- (2) 市長が必要と認める書類等

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく当該工事が申請の内容に適合しているかどうか検査しなければならない。

(確定通知)

第9条 市長は、前条第2項の検査の結果、交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付額を確定し、がけ地災害復旧助成金交付額確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による助成金交付額確定通知書を受けた施行者は、助成金の交付を受けようとするときは、がけ地災害復旧助成金請求書（別記第7号様式）に当該工事の領収証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(返還等)

第11条 市長は、施行者が虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、助成金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は既に助成金を交付したときは、助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成15年度分の予算に係る助成から適用する。

附 則（平成19年3月7日告示第25号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年12月16日告示第197号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に改正前の富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱に基づき交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日告示第53号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式（省略）

総則	
計画	災害予防
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

1. 9 富里市自主防災組織支援事業補助金交付要綱

富里市自主防災組織支援事業補助金交付要綱

(平成 25 年 3 月 26 日告示第 54 号)

改正 平成 28 年 3 月 30 日告示第 60 号 平成 30 年 3 月 14 日告示第 26 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織の防災活動を支援し、災害等による被害の防止及び軽減を図るために、自主防災組織の活動及び防災資機材の購入の経費に対し、予算の範囲内において富里市自主防災組織支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、富里市補助金等交付規則（平成 19 年規則第 10 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金の対象となる事業及び補助額等は、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金交付の対象となる者は、富里市自主防災組織の登録に関する要綱（平成 25 年告示第 51 号）第 5 条の規定により登録を行った自主防災組織とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、富里市自主防災組織支援事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、富里市自主防災組織支援事業補助金交付決定・却下通知書（別記第 2 号様式）により通知するものとする。

(事業内容等の変更)

第 6 条 前条による交付決定を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、補助金の交付決定後において当該内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに富里市自主防災組織支援事業変更・中止（廃止）承認申請書（別記第 3 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による富里市自主防災組織支援事業変更・中止（廃止）承認申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、富里市自主防災組織支援事業変更・中止（廃止）承認・不承認通知書（別記第 4 号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 事業実施者は、事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）はその完了した日から起算して 30 日以内に、富里市自主防災組織支援事業補助金実績報告書（別記第 5 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

総則	
災害予防計画	
災害応急対策計画	震災
	風水害
	事故災害
復興計画	東海地震 災害復旧
資料編	

- (1) 事業実施状況報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金額の確定等)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、富里市自主防災組織支援事業補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により事業実施者に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 前条の規定により通知を受けた事業実施者が、補助金の交付を受けようとするときは、富里市自主防災組織支援事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の特例）

第10条 市長は、事業実施者が補助対象事業の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を前金払により交付することができる。

2 事業実施者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、富里市自主防災組織支援事業補助金前金払交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 市長は、事業実施者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) 第3条に掲げる要件を欠いたとき。
- (3) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (5) その他、法令の規定に違反する事実が判明したとき。

（関係書類の整備及び保存）

第12条 事業実施者は、補助金に係る関係書類を事業が完了する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(適用期間)
- 2 この告示の適用期間は、平成31年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月30日告示第60号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日告示第26号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 組織の活動補助

補助対象事業	防災訓練、防災講習会等の実施に係る経費
補助額	補助対象事業費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数が生じるときは、切捨て）とし、5万円を上限とする。
申請	申請は、1組織につき年1回とする。
補助対象経費	会場使用料、講師謝金、啓発用資料、書籍等の購入費、訓練用消火器、防災訓練に係る消耗品費及び賄材料費その他組織の活動に必要と認めたもの

2 防災資機材の購入補助

補助対象事業	防災資機材の購入に係る経費
補助額	補助対象事業費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じるときは、切捨て）とし、10万円を上限とする。
申請	申請は、1組織につき年1回とする。
補助対象資機材	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡用 ハンドマイク、ラジオ、トランシーバー等 (2) 消火用 消火器、バケツ等 (3) 救出活動用 救助用ロープ、スコップ、バール、ジャッキ等 (4) 救護用 リヤカー、担架、テント、救急セット等 (5) 避難用 ヘルメット、誘導旗、腕章、強力ライト等 (6) 給食・給水用 炊飯セット、食器、給水タンク等 (7) 資機材保管用 簡易型資機材収納庫等 (8) その他組織の活動に特に必要と認めた資機材

総則	災害予防
	震災
災害応急対策計画	風水害
	事故災害
復興計画	東海地震
	災害復旧
資料編	

1. 10 富里市避難行動要支援者名簿作成要綱

平成 30 年 4 月 1 日告示第 71 号

富里市避難行動要支援者名簿作成要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者でその円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）について、避難支援、安否確認等の措置（以下「避難支援等」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

2 この要綱において支援者とは、次に掲げる組織に属し、避難支援等を行う者とする。

- (1) 消防機関
- (2) 千葉県警察
- (3) 民生委員・児童委員協議会
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 区及び自治会並びに自主防災組織
- (6) 地域包括支援センター

(避難行動要支援者名簿の作成)

第 3 条 市長は、富里市地域防災計画（令和 4 年 2 月 16 日修正）の定めるところにより、避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成しなければならない。

(登録情報)

第 4 条 名簿に登録される避難行動要支援者の情報は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(名簿登録)

第 5 条 市長は、名簿を作成するに当たっては、避難行動要支援者に該当するものとして、次に掲げる者（社会福祉施設等の長期入所施設に入所している者を除く。）を名簿に登録するものとする。

- (1) 介護保険制度における要介護 3 から要介護 5 までに該当する者及び要介護 1 若しくは要介護 2 又は要支援 1 若しくは要支援 2 の者であってひとり暮らしのもの
- (2) 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）を所持する身体障害者
- (3) 療育手帳Ⅹ又は療育手帳 A を所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級を所持する者であって、単身世帯のもの

- (5) 市の生活支援（福祉サービス）を受けている難病患者
 - (6) 障害者世帯に属する子ども。ただし、18歳に達した年度の3月31日をもって名簿から登録を抹消する。
- 2 前項の規定に該当しない者のうち災害時の避難に支援を希望するものは、登録を届け出ることができる。ただし、登録の届出ができる者は、次に掲げる者とする。
- (1) 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
 - (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯の者
 - (3) 要介護1若しくは要介護2又は要支援1若しくは要支援2の者であつて、単独避難が困難なもの
 - (4) 母子健康手帳交付者。ただし、登録をした日から1年をもって名簿から登録を抹消する。
 - (5) 日本語による意思疎通に支障がある外国人
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(要配慮者に関する情報の利用等)

第6条 市長は、名簿の作成に必要な限度で、保有する高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市長は、名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(登録申請の勧奨)

第7条 市長は、避難行動要支援者に該当する者の把握に努めるとともに、申請による登録を勧奨するものとする。

(名簿情報の利用)

第8条 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿に登録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(名簿の提供同意)

第9条 市長は、災害の発生に備え、富里市地域防災計画の定めるところにより、避難支援等の実施に必要な限度で、支援者が属する組織の代表者（以下「組織の代表者」という。）に対し名簿を提供するものとする。ただし、名簿を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意（以下「情報提供同意」という。）が得られない場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、市長は民生委員・児童委員協議会に所属する支援者に対し、その担当区域に居住する全ての登録者の情報が記載された名簿を提供するものとする。ただし、主任児童委員については、市長が指定する区域を支援者として担当区域とする。
- 3 市長は、情報提供同意について、第5条第1項の規定により名簿に登録された者にあつては提供同意書（別記第1号様式。以下「同意書」という。）を、また、同条第2項の規定により名簿に登録された者にあつては同項に規定する登録届出時に富里市避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書（別記第2号様式。以下「届出書兼同意書」という。）を提出させることにより得るものとする。
- 4 前項の同意並びに前項の届出及び同意は、本人に意思能力がない場合、代理申請できるものとする。この場合において、代理申請できる者は、本人の親族その他代理申請者として

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
災害復旧
資料編

市長が認めた者とする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、市長は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、情報提供同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、組織の代表者及び支援者（以下「代表者等」という。）に対し名簿を提供することができる。
- 6 区及び自治会並びに自主防災組織の代表者は、名簿の提供を受けようとするときは、富里市避難行動要支援者に係る秘密の保持に関する誓約書（別記第3号様式。以下「誓約書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 7 前項に規定する誓約書を提出した区及び自治会並びに自主防災組織の代表者に変更があった場合は、新たな代表者は、速やかに誓約書を市長に提出しなければならない。

（支援者の役割等）

第10条 支援者は、災害時において、名簿に登録された避難行動要支援者（以下「名簿登録者」という。）に対し、避難支援等を行うものとする。

- 2 支援者は、平素から名簿登録者の状況の把握、情報の収集等の避難支援等に必要な環境の整備に努めるものとする。

（訪問等調査の実施）

第11条 支援者のうち、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、区及び自治会並びに自主防災組織を避難支援協力者（以下「協力者」という。）とし、市長は協力者に依頼し、名簿の提供同意のあった者に対する訪問等調査を実施することができる。

- 2 協力者は、富里市避難行動要支援者調査票（個別避難計画）（第4号様式。以下「個別避難計画」という。）を使用して訪問等調査を実施するものとする。
- 3 協力者は、訪問等調査の実施により記入を終えた個別避難計画の原本を防災担当課に提出し、その写しを保管する。

（受領書の提出）

第12条 第9条の規定により名簿の提供を受けた代表者等は、受領書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（名簿の管理）

第13条 代表者等は、名簿情報の漏えいの防止その他の名簿情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 名簿の提供を受けた組織の代表者は、名簿情報を適正に管理し、個人情報の保護に関し、支援者を指揮監督するものとする。

（名簿情報の保護）

第14条 代表者等は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 名簿情報及び避難支援等を行う上で知り得た個人の秘密を他に漏らさないこと。代表者等でなくなった後においても同様とする。
- (2) 名簿を紛失しないよう厳重に保管し、名簿情報が避難支援等以外に使用されないよう適切に管理すること。
- (3) 名簿を紛失したときは、直ちに市長に報告すること。

- 2 市長は、代表者等が名簿情報を適切に管理できないと判断した場合は、当該代表者等から名簿を返還させることができる。

（名簿の更新）

第15条 市長は、原則として年1回、名簿の更新を行うものとする。ただし、登録されている情

報の変更が著しいときは、状況に応じて名簿を更新するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により名簿を更新したときは、代表者等に対し更新後の名簿を提供するものとする。この場合において、代表者等は、更新後の名簿を受領する際に更新前の名簿を返還しなければならない。
- 3 第9条第1項及び第2項の規定は、前項の提供について準用する。

(名簿情報提供の停止)

第16条 名簿登録者は、第9条第6項に規定する代表者等への自己の名簿情報の提供を希望しないときは、富里市避難行動要支援者名簿登録取下届（別記第6号様式。以下「取下届」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による取下届が提出されたときは、支援者に対し、名簿登録者の名簿情報の提供を行わないものとする。

(登録の取消し)

第17条 市長は、名簿登録者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該名簿登録者の登録を取り消すものとする。

- (1) 名簿登録者が死亡したとき。
- (2) 名簿登録者が市外に転出したとき。
- (3) 名簿登録者が社会福祉施設等の長期入所施設に入所したとき。
- (4) 妊娠を理由として登録した名簿登録者について、その名簿に登録された日から起算して1年が経過したとき。
- (5) その他市長が名簿登録者の登録が不相当であると認めるとき。

- 2 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、市長は、名簿登録者が登録の取消しを希望しない場合については、その登録を取り消さないことができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前における、富里市地域防災計画（平成26年9月10日修正）に基づき得た避難行動要支援者名簿の提供同意については、この告示の規定に基づき得たものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前における、富里市地域防災計画（令和4年2月16日 改訂）に基づき得た避難行動要支援者名簿の提供同意については、この告示の規定に基づき得たものとする。

別記

様式（省略）

総
則

災害
計画
防災

震
災

災害
応急
対策
計画

事故
災害

東
海
地
震

復興
計画
復
旧

資
料
編

總則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

2. 災害応援協定等

令和5年1月1日現在

(1) 国、県及び市町村関連

No	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
1	成田国際空港消防相互応援協定	成田市、香取広域市町村圏事務組合消防本部、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡市広域行政組合、匝瑳市横芝光町消防組合、栄町、富里市、成田国際空港(株)、四街道市、印西地区消防組合	昭和53年3月18日	成田空港及びその周辺の消火救難活動
2	成田市・富里市消防相互応援協定	成田市、富里市	昭和55年3月1日 平成11年6月1日 再締結	協定区域内における消防、救急隊等の応援出動
3	千葉県広域消防相互応援協定書	県内市町村	昭和40年7月19日 平成4年4月1日 再締結	消防応援隊の出動、回転翼航空機の出動
4	千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱	県内市町村	平成4年4月1日	回転翼航空機による航空特別応援
5	東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定	千葉市、市川市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、浦安市、四街道市、酒々井町、富里市、香取広域市町村圏事務組合消防本部、佐倉市八街市酒々井町消防組合、潮来市、鹿行広域事務組合	昭和46年10月15日	東関東自動車道、新空港自動車道における消防隊、救急隊の出動
6	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内水道事業者等	平成7年11月2日	応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧用資機材の供出
7	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県、県内市町村	平成8年2月23日	食料・飲料水・生活必需物資等の提供、救出・医療・防疫等に必要な資機材等の提供、車両等の提供、職員の派遣、収容施設の提供、傷病者の受入等
8	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成24年6月20日	災害時における各種情報交換

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧
復興計画
資料編

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
災害復旧
資料編

No	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
9	災害時における相互応援に関する協定書	岩手県雫石町	平成27年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・被災者を一時的に収容するための施設の提供 ・前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
10	災害時における相互応援に関する協定書実施細目			
11	災害時における相互応援に関する協定	高知県安芸市	平成28年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・被災者を一時的に収容するための施設の提供 ・前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
12	災害時における相互応援に関する協定書実施細目			
13	原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定	茨城県ひたちなか市	平成30年7月24日	東海第二原子力発電所から30km圏内（UPZ圏内）に位置する茨城県ひたちなか市が避難対象となった場合に市民約1万4千人を成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町・神崎町で受け入れる。

(2) ライフライン関連

No	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
1	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内水道事業者等	平成7年11月2日	応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧用資機材の供出
2	震災時における協力に関する協定	富里市管工事業協同組合	平成16年4月1日	災害時における水道施設が被災した場合の協力
3	災害時等における水道用資材供給に関する協定	(株)小泉東関東成田営業所	平成23年5月23日	水道施設の応急修理・応急措置に必要な資材一式の供給
4	災害時等における水道用資材供給に関する協定	成田機材(株)	平成23年5月23日	水道施設の応急修理・応急措置に必要な資材一式の供給
5	災害時等における水道用資材供給に関する協定	渡辺パイプ(株)成田サービスセンター	平成23年5月23日	水道施設の応急修理・応急措置に必要な資材一式の供給

No	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
6	災害時の応援業務に関する協定	ヴェオリア・ジェネッツ(株)	平成23年11月1日	災害時における業務の応援
7	災害時における防災行政無線設備等の運用支援協力に関する協定書	三信電気株式会社ソリューション営業本部	平成29年3月24日	災害時において、住民へ情報を提供するための防災行政無線設備の動作確認及び運用等の協力
8	停電時等における富里市防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)成田支社	平成29年6月1日	市内に停電が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災無線を通じて停電情報の提供をする
9	災害時における停電復旧の連携に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)成田支社	令和2年7月1日	○災害時に停電復旧の連携 ○停電復旧作業等に伴う障害物除去の連携 ○災害時における連絡調整員の派遣 ○災害時における電源車の配備に関すること
10	災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定等	東日本電信電話(株)千葉事業部(NTT東日本)	令和2年12月24日	広範囲にわたる通信障害が発生した場合に、早期復旧に向けて、富里市とNTT東日本が相互に連携し対応を行うための協定
11	災害時における電動車両等の支援に関する基本協定	・千葉三菱自動車販売(株) ・成田三菱自動車販売(株) ・三菱自動車工業(株)	令和4年8月9日	災害時における電動自動車の貸与に関すること

(3) 食料、生活物資関連

No	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
1	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	千葉県LPガス協会印旛支部	平成24年6月26日	液化石油ガス、カセット用コンロ、カセットコンロ用ガスボンベなどの供給
2	災害時における物資供給等に関する協定	富里市農業協同組合	平成24年6月29日	食糧、食料品及び日用品等の応急生活物資などの調達及び供給
3	災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)ベイシア	平成24年10月22日	食料品、飲料品、衣料品、日用生活品などの物資
4	災害時における飲料水の調達及び供給等の協力に関する協定	(株)トーエル	平成24年12月1日	飲料水の調達及び供給
5	災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)ジョイフル本田	平成25年3月29日	日用生活品、飲料水、衣料品等の物資
6	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	セブンイレブンジャパン(株)	平成27年11月2日	食料品、飲料品、日用生活品などの物資提供・店舗の営業および早期復旧等を支援
7	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオンタウン(株)マックスバリュ(株)	平成27年11月13日	食料品、生活物資の提供 施設等を一時避難所として提供 避難者への水道水、トイレ等の提供

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
災害復旧
資料編

総則	災害予防	震災	風水害	事故災害	東海地震	復興計画	災害復旧
							災害応急対策計画

No	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
8	災害時における物資供給に関する協定	(株)マツモトキョシ	平成28年4月1日	医薬品、食料品、飲料品、衣料品、日用生活品などの物資
9	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定	(株)うまかつ部屋	平成28年8月10日	キッチンカーによる炊出し調理全般調達可能な物資の供給 市が提供する米等の炊飯及び食材の調理
10	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	千葉県石油商業組合富里支部	平成29年3月17日	災害時等における応急・復旧対策活動を実施するための石油類燃料の供給に関する協力
11	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンティア(株)	平成31年3月29日	災害時における、ユニットハウス等(災害用トイレ、仮設住宅)の供給
12	災害時における物資の保管等の協力に関する協定	富里市農業協同組合	平成31年4月19日	災害時、国や県等から送られてくる救援物資の集積場所が不足した際、一時保管場所としての施設使用の協力
13	災害時等における協力に関する基本協定	成田国際空港(株)	令和2年3月25日	災害時、被災者の一時収容施設の提供。食糧、飲料水及び生活必需品、資機材の提供
14	災害時の物流に係る協力に関する協定	ヤマト運輸(株)	令和2年4月7日	災害時、国や県等から送られてくる救援物資の集積場所での物資管理及び各避難所への配送協力
15	災害時における飲料水の供給協力に関する協定	(株)伊藤園	令和2年9月17日	ライフライン途絶時の飲料水等の供給協力
16	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)アクティオ	令和5年7月3日	災害時、株式会社アクティオが保有するレンタル機材の提供

(4) 医療、救護関連

No	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
1	災害時の歯科医療活動に関する協定	社団法人 印旛郡市歯 科医師会	平成13年 4月1日	災害時の歯科医療活動 防災訓練への参加
2	災害時の歯科医療活動実施細目			
3	災害時の歯科医療活動に係る費用弁償等に関する覚書			
4	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人 印旛市郡医 師会	平成14年 4月1日	災害時の医療救護活動 防災訓練への参加
5	災害時の医療救護活動実施細目			
6	災害時の医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書			
7	消防活動の協力に関する協定	富里市商工業促進協議会	平成30年3月22日	・消防活動に支障となる焼き堆積物等の除去 ・救助活動に支障となる障害物等の除去

No	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
				・危険要因となる物質等の除去 ・消火活動を円滑にするための外壁開口部の設定
8	災害時における柔道整復師による医療救護活動に関する協定	公益社団法人 千葉県柔道整復師会	令和2年 9月30日	災害時の医療救護活動

(5) 福祉避難所等関連

No	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
1	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人清郷会	平成27年 4月30日	障害者支援施設十倉厚生園、協和厚生園、日吉厚生園において、災害発生時に福祉避難所の設置運営
2	広告付避難所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)	平成27年 9月28日	広告付避難所等電柱看板として、東電柱に避難所の案内表示の掲出
3	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人清郷会	平成29年 1月17日	老人福祉施設九十九荘において、災害発生時に福祉避難所の設置運営
4	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団知己会 龍岡ケアセンター	平成29年 1月17日	介護老人保健施設龍岡ケアセンターにおいて、災害発生時に福祉避難所の設置運営
5	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人福葉会	平成29年 1月17日	障害者支援施設富里福葉苑において、災害発生時に福祉避難所の設置運営
6	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特定非営利活動法人恵み野会	平成29年 1月17日	特定非営利活動法人恵み野会（地域生活支援大地、地域生活支援太陽、在宅介護支援つくしんぼ）において、災害発生時に福祉避難所の設置運営
7	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団聖母会	平成29年 1月17日	地域活動支援センターI型成田地域生活支援センターにおいて、災害発生時に福祉避難所の設置運営
8	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(株)千葉総合介護サービス	平成29年 1月17日	CSKシニアハウスにおいて、災害発生時に福祉避難所の設置運営
9	災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定書	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	平成29年 3月17日	災害時における避難所等で必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資の確保への協力
10	災害時等における宿泊施設の提供に関する協定	富里商事(株) インターナショナルリゾートホテル湯楽城	令和2年 11月18日	災害時等において富里市の指定する避難所が定員超過するおそれがある場合に、高齢者等特段の配慮が必要な方などの避難場所を確保するための宿泊施設の提供協力

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
資料編

(6) 土木、建築関連

No	協定名	協定先	締結 年月日	協定の主な内容
1	災害応急対策に関する協定	富里市商工業促進協議会	平成18年 7月12日	災害箇所・予想箇所への人員、資機材の出動
2	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定	一般社団法人 千葉県建築士会	平成26年 2月12日	災害時における被災建築物応急危険度判定等応急対策活動への協力
3	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	平成27年 12月15日	認定調査等の実施協力（以下協力内容） ・市内の家屋の調査 ・り災証明について市民からの相談の補助 ・建物滅失登記申請手続きに関する相談 ・土地境界復元等に関する相談
4	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定	公益社団法人 千葉県建築士事務所協会	平成29年 1月17日	災害時における被災建築物応急危険度判定等応急対策活動への協力

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
災害復旧
資料編

(7) その他

No	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
1	災害時における富里郵便局、富里市間の協力に関する覚書	富里郵便局	平成9年10月17日	郵政事業に係わる災害特別事務取扱、避難場所、物資集積場所等の提供、情報の相互提供等
2	災害時における支援協力に関する協定	千葉中央葬祭業協同組合	平成24年6月20日	遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業などの役務など
3	災害時における支援協力に関する協定	(株)ナリコー	平成24年7月20日	遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業などの役務など
4	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成26年9月26日	市ホームページのキャッシュサイト、災害情報ブログ、避難所情報、避難勧告等の緊急情報のヤフーサービス掲載など災害に係る情報発信等
5	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成28年10月12日	地図製品等の供給、貸与及び保管、利用
6	災害時における動物救護活動に関する協定書	公益社団法人千葉県獣医師会 印 旃地域獣医師会	平成29年2月28日	災害時における動物による人への危害防止、動物愛護及び管理等のために行う動物救護活動等
7	災害時における消防用水等の確保に関する協定	千葉県北総生コンクリート協同組合	平成30年5月29日	大規模な火災が発生し、消防用水の確保が困難となった場合にコンクリートミキサー車による消防用水の搬送協力
8	災害時等における避難者輸送等に関する協定	(株)旅友	令和2年6月9日	○要配慮者等の避難所間移送 ○避難施設としての携帯電話充電機能付き車両の提供 ○ペット同行避難者への車両提供等
9	災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	令和2年7月28日	災害復旧復興支援手続きの相談及び申請手続に関する協力
10	災害時における被災者支援活動協力に関する覚書	医療法人社団誠和会長谷川病院	令和3年1月7日	災害時における被災者支援 ○被災者に対し、施設の一部を開放 ○食事、飲料、携帯電話等の充電、トイレ、入浴施設等の提供 ○被災者等に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害情報の提供

総則

災害予防
計画

震災

風水害

事故災害

東海地震

災害復旧
復興計画

資料編

3. 危険箇所に関する資料

(1) 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）一覧

箇所番号	箇所名	字名
I-0406	郷辺田 1	新橋
I-0407	郷辺田 2	新橋
I-0408	小作	中沢
I-0409	台畑	立沢
I-0410	滝台 1	中沢
I-0411	滝台 2	中沢

箇所番号	箇所名	字名
II-1581	日吉倉 1	日吉倉
II-1582	日吉倉 2	日吉倉
II-1583	久能	久能
II-1584	根木名 1	根木名
II-1585	根木名 2	根木名
II-1586	新橋 1	新橋
II-1587	新橋 2	新橋
II-1588	立沢 1	立沢
II-1589	中沢 1	中沢
II-1590	中沢 2	中沢
II-1591	高野	高野
II-1592	高松	高松
III-0111	立沢 2	立沢

(2) 土砂災害（特別）警戒区域の指定状況一覧

指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
富里市新橋	郷辺田 1	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 12 日	千第 118 号	千第 119 号
富里市新橋	郷辺田 2	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 12 日	千第 118 号	千第 119 号
富里市中沢	小作	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 12 日	千第 118 号	千第 119 号
富里市中沢	滝台 1	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 12 日	千第 118 号	千第 119 号
富里市新橋	新橋	急傾斜地の崩壊	令和元年 6 月 28 日	千第 81 号	千第 83 号
富里市中沢	中沢	急傾斜地の崩壊	令和元年 6 月 28 日	千第 81 号	千第 83 号
富里市立沢	立沢	急傾斜地の崩壊	令和元年 6 月 28 日	千第 81 号	千第 83 号
富里市中沢	中沢 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 9 日	千第 118 号	千第 119 号
富里市中沢、美沢	中沢 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 9 日	千第 118 号	千第 119 号
富里市中沢	中沢 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 9 日	千第 118 号	千第 119 号
富里市日吉倉 日吉台 1 丁目	日吉倉 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 9 日	千第 118 号	千第 119 号
富里市久能	久能	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 9 日	千第 118 号	千第 119 号
富里市根木名	根木名 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 9 日	千第 118 号	千第 119 号
富里市高野	高野	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 9 日	千第 118 号	千第 119 号
富里市高松	高松	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 9 日	千第 118 号	千第 119 号
富里市立沢	立沢 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 5 月 28 日	千第 321 号	千第 327 号

(3) 重要水防区域一覧

河川名	重要度		地先名	延長 (m)		重要な理由	想定される水防工法又は対策
	種別	階級		右岸	左岸		
根木名川	堤防高	B	富里市日吉倉 No235～ No299+23	—	3,223	一連区間の中で堤防高又は河川高が上下流に比べ低く氾濫の恐れがあり背後に住家等がある所	積み土のう工

(4) 山腹崩壊危険地区一覧

管理事務所	市町村	大字	字
北部林業事務所	富里市	立沢	台畑

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害応急対策計画
復興計画
災害復旧
資料編

4. 情報・通信に関する資料

4. 1 災害時連絡先

区分	名称	所在地	電話番号	
市の機関	富里市役所	七栄652-1	93-1111	
	日吉台出張所	日吉台3丁目24-1	93-3050	
	水道事業所	七栄651-122	93-3340	
	クリーンセンター	七栄654	93-4529	
	学校給食センター	御料1092-3	93-2550	
	保健センター	七栄652-1	93-4121	
	中央公民館	七栄652-1	92-1211	
	社会体育館	七栄652-268	92-1597	
	市立図書館	七栄653-1	90-4646	
	富里市消防本部・署	七栄735-2	92-1311	
	富里市消防署北分署	日吉倉1096-2	91-0119	
	福祉センター	七栄653-2	92-2301	
	簡易マザーズホーム	七栄653-2	92-2302	
	社会福祉協議会	七栄653-2	92-2451	
	富里北部コミュニティセンター	日吉台3丁目24-1	93-3755	
	中部ふれあいセンター	七栄448-10	91-3363	
	農林業センター	御料 695-2	93-4115	
	富里こども館	御料 923-1	93-2800	
	富里市ファミリーサポートセンター	御料 923-1	92-2452	
	向台こども園子育て支援センター	中沢 1023	37-7070	
小学校	富里小学校	七栄 720	93-0006	
	富里第一小学校	中沢 573-1	93-6881	
	富里南小学校	御料 4-1	93-1015	
	浩養小学校	十倉 185-54	94-0951	
	日吉台小学校	日吉台4丁目 21	93-6369	
	根木名小学校	根木名 1005-3	92-0662	
	七栄小学校	七栄 132-7	92-9070	
中学校	富里中学校	七栄 652-226	93-0012	
	富里北中学校	日吉倉 1515-31	93-9508	
	富里南中学校	十倉 127-38	93-1171	
幼稚園	公立	富里幼稚園	七栄 636-1	93-2387
		浩養幼稚園	十倉 185-54	94-0054
	私立	太子幼稚園	日吉倉 483	93-3291
		末広幼稚園	七栄 647-41	93-6556
こども園	公立	日吉台幼稚園	日吉台5丁目 25	93-4408
		葉山こども園	御料 1009-32	93-1215
		向台こども園	中沢 1023	93-2951

区分	名称	所在地	電話番号	
保育園	私立	富里保育園	七栄 299-4	93-0155
		青空保育園	日吉倉 776-1	91-6151
		あい・あい保育園富里園	七栄 644-93	37-3596
		ことり保育園日吉台園 (認可外保育施設併設)	日吉台1丁目2-1 セレブリティ成田 105	37-6441
		ひよしだい保育園	日吉台5丁目25	37-6441
		P u P u 保育園	久能 276-1	85-8595
		日吉台にこにこパーク保育園	日吉台5丁目25	93-4408
		スクルドエンジェル保育園 富里七栄園	七栄 652-1	85-4332
認可外 保育施設	セカンドママ	七栄299-18 丸ハイツ 202	92-7729	
	日吉台託児センター	日吉台2丁目19-16千種ビル301	93-8402	
	Rista K I D S	七栄 318-9	080-4153-5509	
学 童	日吉台学童クラブ	日吉台4丁目 21	91-2501	
	富里南学童クラブ	御料 4-1	92-0092	
	根木名学童クラブ	大和 675-30	91-1288	
	富里第一学童クラブ	中沢 573-1	91-1597	
	浩養すいかキッズクラブ	十倉 1087-5	94-0520	
	葉山キッズ・ランド学童クラブ	御料 923-1	93-2800	
	若草児童館学童クラブ	七栄 229-9	93-8226	
	NPO法人さくらんぼ	日吉台4丁目6-9	37-8306	
県立学校	富里高等学校	七栄181-1	92-1441	
	富里特別支援学校	七栄483-2	92-2100	
県の機関	千葉県動物愛護センター	御料709-1	93-5711	
	千葉県庁	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2110	
	印旛地域振興事務所	佐倉市鏑木仲田町8-1	043-483-1111	
	佐倉県税事務所	佐倉市鏑木仲田町8-1	043-483-1115	
	印旛健康福祉センター	佐倉市鏑木仲田町8-1	043-483-1133	
	印旛健康福祉センター成田支所	成田市加良部3-3-1	0476-26-7231	
	北部家畜保健衛生所	香取市岩ヶ崎台 12-1	0478-54-1291	
	印旛農業事務所	佐倉市鏑木仲田町 8-1	043-483-1125	
	北部林業事務所	山武市富田ト 1177-7	0475-82-3121	
	成田土木事務所	成田市加良部3-3-2	0476-26-4831	
	北総教育事務所	佐倉市鏑木仲田町8-1	048-483-1147	

総
則

災害
計画

震災
災害
風水害
事故災害
東海地震

復興
計画

資料
編

4. 2 国・県への報告先

(1) 勤務時間内

総則	災害予防計画	総務省消防庁（応急対策室） ①消防防災無線 電話 048-500-90-49013（衛星系） FAX 048-500-90-49033（衛星系） ②一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
	震災 風水害 事故災害 東海地震	災害応急対策計画 千葉県（消防地震防災課） ①千葉県防災行政無線 電話 500-7309（地上系） 012-500-7309（衛星系） FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） ②一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

(2) 勤務時間外

復興計画	災害復旧	総務省消防庁（消防庁宿直室） ①消防防災無線 電話 048-500-90-49102（衛星系） FAX 048-500-90-49036（衛星系） ②一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
	資料編	千葉県（防災行政無線統制室） ①千葉県防災行政無線 電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） ②一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219（千葉県防災行政無線統制室）

4. 3 自衛隊災害派遣関係連絡先

(1) 緊急の場合の連絡先

部隊名等	連絡責任者・連絡先	
	時間内（平日）～17:00	時間外
陸上自衛隊第1空挺団 （習志野）	第3科防衛班長 047-466-2141 内線 218、236	駐屯地当直司令 047-466-2141 内線 302
	県防災行政無線 632-721、632-725（当直）	

(2) 自衛隊連絡先

部隊名（駐屯地等名）		連絡責任者		電話番号 （ ）は時間外	県防災行政無線	
		時間内 (8:00～ 17:00)	時間外			
県内	陸上自衛隊	第1空挺団 （習志野）	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-466-2141 内線 218、236 (302)	632-721 632-725 当
		高射学校 （下志津）	企画室 防衛班長	駐屯地 当直司令	043-422-0221 内線 313、316 (302)	631-723 631-724 当
		第1ヘリコプター団 （木更津）	第2科 運用班長	駐屯地 当直司令	0438-23-3411 内線 215 (301)	633-721 633-724 当
		需品学校 （松戸）	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 203 (302)	636-721 636-723 当
	海上自衛隊	教育航空集団 （下総）	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	04-7191-2321 内線 2420 (2424)	635-721 635-723 当
		第21航空群 （館山）	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	0470-22-3191 内線 213 (222)	634-721 634-723 当
	航空自衛隊	第1補給処 （木更津）	経営戦略課 運用班長	基地 当直幹部	0438-41-1111 内線 303 (225)	638-721 638-724 当
県外	陸上自衛隊	第1師団司令部 （練馬）	第3部 防衛班長	司令部 当直長	03-3933-1161 内線 238、239 (207)	
		第1師団第1飛行隊 （立川）	運用訓練幹 部	駐屯地 当直司令	042-524-9321 内線 553 (302)	
	海上自衛隊	横須賀地方総監部 （横須賀）	防衛部 第3幕僚室 防災担当	作戦室 当直幕僚	046-822-3500 内線 2543 (2222)	637-721 637-723

（注）緊急の人命救助を必要とする場合には、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

- ア 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）
- イ 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

5. 避難・応急対策に関する資料

5. 1 避難施設一覧

(1) 指定避難所（指定緊急避難場所）

改正災対法（平成 25 年法律第 54 号）に定める本市の「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」は、以下のとおり。

なお、本市の小中学校の「指定避難所」は、「指定緊急避難場所」を兼ねるものとする。（北部コミュニティセンター、中部ふれあいセンターを除く）

No.	名称	住所	電話番号 (市内局番 0476)	屋内 (人)	面積 (㎡)
1	富里小学校	七栄 720	93-0006	265	1,062
2	富里第一小学校	中沢 573-1	93-6881	282	1,130
3	富里南小学校	御料 4-1	93-1015	275	1,101
4	浩養小学校	十倉 185-54	94-0951	178	714
5	旧洗心小学校跡地	十倉 732-3		169	676
6	日吉台小学校	日吉台 4-21	93-6369	289	1,156
7	根木名小学校	根木名 1005-3	92-0662	243	972
8	七栄小学校	七栄 132-7	92-9070	230	921
9	富里中学校	七栄 652-226	93-0012	588	2,352
10	富里北中学校	日吉倉 1515-31	93-9508	469	1,876
11	富里南中学校	十倉 127-38	93-1171	445	1,782
12	富里北部コミュニティセンター	日吉台 3-24-1	93-3755	110	
13	中部ふれあいセンター	七栄 448-10	91-3363	59	

注) 本市の「指定緊急避難場所」が対象とする災害は、本市で発生が懸念される崖崩れ、大規模火災、地震の各災害とする。

総則

災害予防

震災

風水害

事故災害

東海地震

復興計画

災害復旧

資料編

(2) 指定緊急避難場所（公園）

No.	名称	住所
1	富里中央公園	七栄 652-12
2	日吉台中央公園	日吉台 4 丁目 4-1
3	新木戸大銀杏公園	七栄北新木戸土地区画整理事業地内
4	日吉台第 1 公園	日吉台 1 丁目 4
5	日吉台第 2 公園	日吉台 1 丁目 21
6	日吉台第 3 公園	日吉台 2 丁目 18
7	日吉台第 4 公園	日吉台 4 丁目 1
8	日吉台第 5 公園	日吉台 3 丁目 19
9	日吉台第 6 公園	日吉台 3 丁目 42-1
10	日吉台第 7 公園	日吉台 5 丁目 24-1
11	日吉台第 8 公園	日吉台 6 丁目 20-5
12	獅子穴公園	七栄 646-115
13	葉山公園	御料 923-26

(3) 福祉避難所

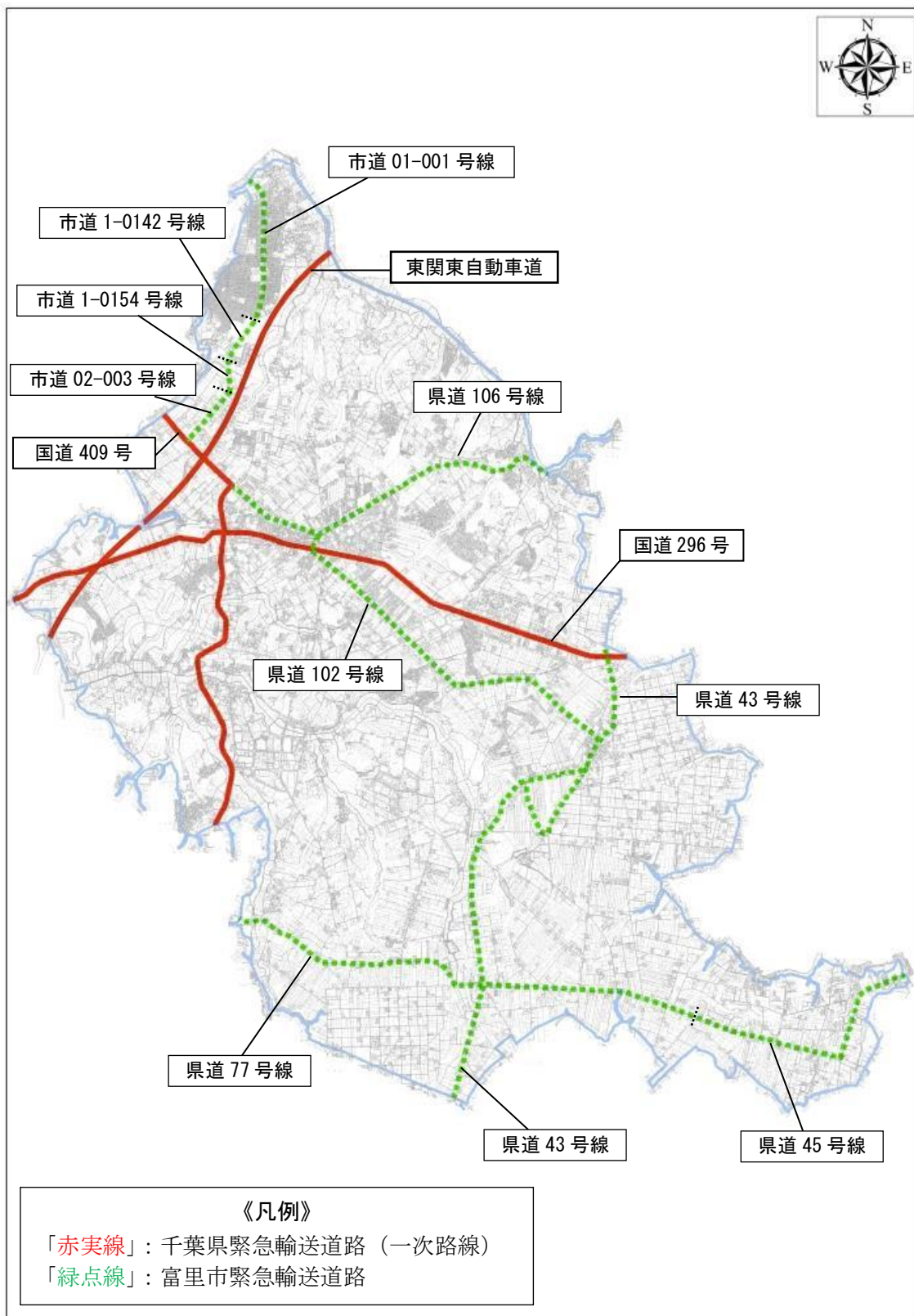
施設名	所在地	電話	管理者
富里市保健センター	富里市七栄 652-1	0476-93-1115	企画財政部財政課
富里市福祉センター	富里市七栄 653-2	0476-92-2301	健康福祉部社会福祉課

注) 表記の 2 施設だけでは、要配慮者を収容できない場合、「2. 災害応援協定等 (5) 福祉避難所等関連」に記載されている福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した施設に要請する。

6. 緊急輸送等に関する資料

6. 1 緊急輸送道路

■緊急輸送道路路線図



総則

災害予防

震災

風水害

事故災害

東海地震

復興計画

災害復旧

資料編

6. 2 ドクターヘリポート

	名 称	所 在 地
1	日吉台小学校	日吉台 4 丁目 21
2	富里北中学校	日吉倉 1515-31
3	根木名小学校	根木名 1005-3
4	七栄小学校	七栄 132-7
5	富里小学校	七栄 720
6	富里中学校	七栄 652-226
7	富里第一小学校	中沢 573-1
8	富里南中学校	十倉 127-38
9	富里南小学校	御料 4-1
10	浩養小学校	十倉 185-54
11	日吉台第 7 公園	日吉台 5 丁目 24-1
12	富里工業団地公園	立沢新田 156-2
13	富里ふるさと自然公園	七栄 574-1
14	高野運動場広場	高野 627 628
15	市営運動場野球場	十倉 557-3
16	新木戸大銀杏公園	七栄 532 番地付近

総
則

災害
計画

震
災

災害
応急
対策
計画

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

災
害
復
旧
計
画

復
興
計
画

資
料
編

7. 要配慮者利用施設

(1) 通所系サービス事業所

事業者番号	事業所名	所在地	電話番号
1274000197	あい愛葉山ホーム	御料 1139-33	92-0218
1274000288	あずみ苑中沢	中沢 359-32	90-2321
1274000429	イルカの家デイサービス	日吉倉 3014-11	92-8518
1274000353	隠れ家デイサービス 「夢乃」	御料 909-17	92-8848
1274000361	デイサービスセンター ハートフルりはびり舎	七栄 646-195	93-0682
1274000221	デイサービスセンター おたがいさま	御料 694-3	92-9501
1274000064	デイサービスセンター 九十九荘	立沢新田 192-16	91-1231
1274000692	デイサービスすいか	七栄 743	92-0197
1254180048	介護老人保健施設 龍岡ケアセンター	七栄 653-73	92-6871
1294000052	デイサービスはびねす	日吉台 3 丁目 34-10	85-7879
1274000445	デイサービス美郷	七栄 880-10	85-8328
1274000494	デイハウスかめりあ	七栄 639-6	36-5123
1274000544	リハビリデイサービス日吉台	日吉台 5 丁目 43-2	91-1200
1274000635	CSK スーパーデイサービス	日吉倉 13-8	92-6511
1274000650	ハッスルスマイル富里	十倉 433-26	37-7686
1274000676	デイサービスあきばさん家	日吉台 4 丁目 19-41	85-8367
1274000726	リハプライド富里	七栄 533-170	33-3510

(2) グループホーム

事業者番号	事業所名	所在地	電話番号
1274000213	グループホームおたがいさま	御料 694-3	92-9501
1274000254	こころあいホーム	御料 1139-32	91-1072

(3) ショートステイ

事業者番号	事業所名	所在地	電話番号
1274000288	あずみ苑中沢	中沢 359-32	90-2321
1254180048	介護老人保健施設 龍岡ケアセンター	七栄 653-73	92-6871
1274000072	ショートステイ九十九荘	立沢新田 192-16	91-1231
1274000593	ゆかり 富里シニアガーデン	七栄 525-13	36-7661

(4) 老人保健施設

事業者番号	事業所名	所在地	電話番号
1254180048	介護老人保健施設 龍岡ケアセンター	七栄 653-73	92-6871
1254880019	介護老人保健施設 成田富里德州苑	日吉台 1 丁目 1-1	37-5017

(5) 老人福祉施設

事業者番号	事業所名	所在地	電話番号
1274000056	特別養護老人ホーム 九十九荘	立沢新田 192-16	91-1231

(6) 特定施設

事業者番号	事業所名	所在地	電話番号
1274000395	介護付有料老人ホーム はなみずきの里	七栄 653-70	90-3873

(7) 小規模多機能型居宅介護

事業者番号	事業所名	所在地	電話番号
1294000045	サルビアホーム	御料 1139-41	33-3382

(8) 住宅型有料老人ホーム

事業者番号	事業所名	所在地	電話番号
—	CSK シニアハウス	日吉倉 13-8	92-6522
—	あさひ	日吉台 3 丁目 2-1	37-4103

(9) サービス付き高齢者向け住宅

事業者番号	事業所名	所在地	電話番号
1274000593	シニアガーデンゆうゆう館	七栄 525-13	36-7661
—	リハビリケアタウン日吉台	日吉台 5 丁目 43-2	91-1210

(10) 社会福祉施設

区分	事業所名	所在地	電話番号
知的障害者更生施設	社会福祉法人 清郷会 日吉厚生園	日吉倉 1082-6	92-5100
知的障害者更生施設	社会福祉法人 清郷会 協和厚生園	日吉倉 1082-3	93-1535
知的障害者更生施設	社会福祉法人 清郷会 十倉厚生園	十倉 2443	94-2101
知的障害者更生施設	社会福祉法人 福葉会 富里福葉苑	中沢 975	93-8133

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応急
対策
計画

風水
害

事故
災害
東
海
地
震

災害
復旧
復興
計画

資
料
編

(1 1) 根木名川洪水浸水想定区域内施設

事業者番号	事業所名	所在地	電話番号
—	社会福祉法人 清郷会 青空保育園	日吉倉 776-1	91-6151
—	CSK シニアハウス	日吉倉 13-8	92-6522
知的障害者更生施設	医療法人 社団博慈会 ファミリー歯科クリニック	十倉 2443	94-2101
知的障害者更生施設	成田歯科診療所	日吉倉字松ノ木 20-3-4	93-8148

総則

災害予防
計画

震災

風水害

事故災害

東海地震

災害復旧
復興計画

資料編

災害応急対策計画

8. 災害関連情報に関する資料

8. 1 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 31 日改定)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

総
則災害
計画
防災震
災災害
応急
対策
計画風水
害
事故
災害東
海
地
震復興
計画
災害
復旧資
料
編

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていること困難、はわないと動くことができない。動揺で動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。

7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
---	--	------------------------------------	--

■木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

（木造建物）

注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震

総
則

災害
計画
予
防

震
災

災害
応
急
対
策
計
画

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

復
興
計
画

災
害
復
旧

資
料
編

性は、耐震診断により把握することができる。

注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（鉄筋コンクリート造建物）

注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電

	話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

総則

災害予防
計画

震災

風水害
災害
応急
対策
計画

事故災害

東海地震

災害復旧
復興
計画

資料編

8. 2 災害救助法による救助の種類・方法・期間等

災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

[令和3年6月18日現在]

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) ○避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 福祉避難所を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	○費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ○避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(建設型応急住宅) ○規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ○基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 ○建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内 内着工	○費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい ○同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満場合でも小規模な施設を設置できる) ○老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有した福祉仮設住宅を設置できる ○供与期間は2年以内
炊き出しその他による食品の給与	○避難所に避難している者 ○住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供与	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
		とする。							
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊(焼)、流失、 床上浸水、全島避難 等により、生活上必 要な被服、寝具、そ の他生活必需品を喪 失、又は損傷し使用 することができず、 直ちに日常生活を営 むことが困難な者	○夏季(4～9月)、冬季 (10～3月)の季別は 災害発生の日をもって 決定する。 ○下記金額の範囲内	災害発生の日 から10日以 内	現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算	
		全壊、全 焼、流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
	半壊、半焼、 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	
		冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	○救護班 使用した薬剤、治療材 料、医療器具の修繕費 等の実費 ○病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の 額以内 ○施術者 協定料金の額以内	災害発生の日 から14日以 内	患者等の移送費は、別途 計上					
助産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分 べんした者であって 災害のため助産の途 を失った者(出産の みならず、死産及び 流産を含み現に助産 を要する状態にある 者)	○救護班等による場合 は、使用した衛生材料 等の実費 ○助産師による場合は、 慣行料金の100分の80 以内の額	分べんした日 から7日以内	妊婦等の移送費は、別途 計上					
被災者の救 出	○現に生命もしくは 身体が危険な状態 にある者 ○生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日 から3日以内	○期間内に生死が明ら かにならない場合は、 以後「死体の捜索」と して取り扱う。 ○輸送費、人件費は、別 途計上					

総
則災害
計画
災害
予防震
災災害
応急
対策
計画風
水
害事
故
災
害東
海
地
震復
興
計
画
災
害
復
旧資
料
編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	○住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	○居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 595,000円以内 ○半壊（焼）に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失若しくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	○教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するもの、又は正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ○文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から教科書1ヵ月以内 文房具・通学用品15日以内	○備蓄物資は評価額 ○入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施する者に給与棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 ○棺 ○埋葬又は火葬 ○骨つぼ及び骨箱	1体当たり ○大人（12歳以上） 215,200円以内 ○小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	○輸送費、人件費は別途計上 ○災害発生後3日経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	○洗浄、縫合、消毒等 1体当たり 3,500円以内 ○一時保存 既存建物借上費は通常の実費 既存建物以外は 1体当たり	災害発生の日から10日以内	○検案は原則として救護班 ○輸送費、人件費は、別途計上 ○死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常

総則

災害予防

震災

風水害

事故災害

東海地震

災害復旧

資料編

災害応急対策計画

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		5,400円以内 ○検案 救護班以外は慣行料金		の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため居住できない状態にあり自らの資力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	○被災者の避難に係る支援 ○医療及び助産 ○被災者の救出 ○飲料水の供給 ○死体の搜索 ○死体の処理 ○救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

注) この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

総則

災害予防
計画震災
災害
応急
対策
計画

東海地震

復興計画
災害復旧

資料編

8. 3 被害認定基準

被害区分		認定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者うち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害		※住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。
	半壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

被害区分	認定基準等
畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
病 院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの。）をいう。
道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港 湾	港湾法（昭和25年法律第18号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄 道 不 通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
水 道 施 設	※断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹 災 世 帯	災害により全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

総
則災
害
予
防
計
画震
災災
害
応
急
対
策
計
画風
水
害事
故
災
害東
海
地
震災
害
復
旧
計
画資
料
編

被害区分		認定基準等
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

注) 千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告マニュアル」による。(※を除く) 具体例等については、省略

総則
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 災害復旧
 資料編

8. 4 火災・災害等速報要領の直接即報基準

※「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日、消防災第 267 号消防庁長官）より抜粋

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が 3 人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災
- g 損害額 1 億円以上と想定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

総
則

災害
計画
予
防

震
災

災害
応
急
対
策
計
画

事
故
災
害

東
海
地
震

復
興
計
画
災
害
復
旧

資
料
編

総則	(エ) その他 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 (例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
	イ 石油コンビナート等特別防災区域内的の事故 (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示) 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの (ウ) 特定事業所内の火災（(ア) 以外のもの。）
災害予防	ウ 危険物等に係る事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内的の事故を除く。） (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (イ) 負傷者が5名以上発生したもの (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 (オ) 海上、河川への危険物等流出事故 (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	エ 原子力災害等 (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
東海地震	災害復旧
復興計画	
資料編	オ その他特定の事故 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
	(3) 社会的影響基準 (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における整備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

総則	
災害予防計画	
震災	
災害応急対策計画	風水害 事故災害
	東海地震
復興計画	災害復旧
資料編	

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

- (イ) 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であつて、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。)
- 2 救急・救助事故即報
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- 3 武力攻撃災害等即報
第2の3の(1)、(2)に同じ。
- 4 災害即報
- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

総 則	災害 予 防	震 災	風 水 害	事 故 災 害	東 海 地 震
資 料 編					

總則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

様式集

様式集

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害応急対策計画
災害復旧復興計画
資料編

1. 参集記録関係

1. 1 参集カード

記入日 年 月 日

○各自、鉛筆で記入の後、コピーを所属長へ提出すること
 ○所属先、住所等が変更となった場合、非常参集場所、担当等を確認しコピーを所属長に提出のこと

氏名		年齢	才	血液型	性別	男・女
所属						
住所	〒					
連絡先	自宅電話番号 () - () - ()					
	第1連絡先 () - () - ()					
	第2連絡先 () - () - ()					
家族						

災害発生時の所属先																	
災害対策本部での所属班・担当事務	部門 班																
配備の時期	配備 (時待機)																
行動基準 (該当カ所に○をつける)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">震度 4</td> <td style="width: 25%;">待機・参集</td> <td style="width: 25%;">気象注意報</td> <td style="width: 25%;">待機・参集</td> </tr> <tr> <td>震度 5 弱</td> <td>待機・参集</td> <td>気象警報</td> <td>待機・参集</td> </tr> <tr> <td>震度 5 強</td> <td>待機・参集</td> <td>局地的災害</td> <td>待機・参集</td> </tr> <tr> <td>震度 6 弱以上</td> <td>全員参集</td> <td>大規模災害</td> <td>全員参集</td> </tr> </table>	震度 4	待機・参集	気象注意報	待機・参集	震度 5 弱	待機・参集	気象警報	待機・参集	震度 5 強	待機・参集	局地的災害	待機・参集	震度 6 弱以上	全員参集	大規模災害	全員参集
震度 4	待機・参集	気象注意報	待機・参集														
震度 5 弱	待機・参集	気象警報	待機・参集														
震度 5 強	待機・参集	局地的災害	待機・参集														
震度 6 弱以上	全員参集	大規模災害	全員参集														

総則

災害予防

震災

風水害

事故災害

東海地震

復興計画

災害復旧

資料編

1. 2 参集記録票

○参集後に各自が記入し、班単位でまとめること

整理番号

■災害対策班名

部門

班

■場 所

■報告日時

年 月 日 時 分現在

総則
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 災害復旧
 復興計画
 資料編

NO	氏 名	参 集 時 間	自 宅 等 の 状 況
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	

総務班へ提出

1. 3 参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入すること

整理番号

■報告者氏名	■災害対策班名	部門	班
■参集報告			
○参集日時	年 月 日 時 分		
○参集場所	①本部 ②避難所 場所名 ()		
■見聞情報 (参集時に見聞きした情報)			
○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと	→火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する		
■地図・略図			

企画班へ提出

総
則

災害予
防計
画

震
災

災害
応急
対策
計
画

事
故
災
害

東
海
地
震

災
害
復
旧
計
画

資
料
編

2. 被害状況報告関係

2. 1 被害発生状況連絡票

総則		被害発生状況連絡票			
		受付日	年 月 日 時 分	被災者 または 通報者	住所 氏名 電話 ()
計画	災害予防	被害発生場所			
	震災 風水害 事故災害	被害状況			
復旧計画	災害復旧	記録者	氏名	班	送付先 送付日
	資料編	年 月 日 班 時 分			
		関係班 処置記録			
		本部 解散後 の対応			

2. 2 災害箇所一覧表

番号	通報時刻	被害発生場所	災害の種類	調査担当	応急対策実施者	No.	
						応急対策の概要	概要
	年 月 日 時 分			班	班		
	年 月 日 時 分			班	班		
	年 月 日 時 分			班	班		
	年 月 日 時 分			班	班		
	年 月 日 時 分			班	班		
	年 月 日 時 分			班	班		
	年 月 日 時 分			班	班		
	年 月 日 時 分			班	班		
	年 月 日 時 分			班	班		
	年 月 日 時 分			班	班		

復興計画	災害復旧	資料編	東海地震	事故災害	風水害	震災	災害応急対策計画	災害予防計画	総則

2. 3 人的被害報告

総則		人的被害報告						
災害予防		発信日時	月 日 時 分	受信日時	月 日 時 分			
計画		発信機関		発信者				
震災		受信機関		受信者				
風水害		情報源	住民	消防団	自主防	確認	済(どこで)	警察
事故災害			その他()		未	その他		
東海地震		発生	日時	月 日	時 分			
災害復旧			場所					
復興計画			原因					
資料編		状況						
		・被害者の住所氏名						
		・年令等						
		対応措置						
		死者	行方不明	負傷者				
		人	人	重傷	人	計	人	
				軽傷	人			
		この情報は	第 号	} で記者発表 済	未発表			
			その他 ()					

2. 4 住家被害報告

住 家 被 害 報 告						
発信日時	月 日 時 分		受信日時	月 日 時 分		
発信機関			発信者			
受信機関			受信者			
情報源	住民	消防団	自主防	確認	済(どこで)	警察
	その他()				未	その他
発生	日時	月 日 時 分				
	場所					
	原因					
状況 ・居住者名 ・避難状況						
全壊	大規模半壊	半壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水	
棟	棟	棟	棟	棟	棟	
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
人	人	人	人	人	人	
この情報は	第 号 その他 ()			で記者発表 済	未発表	

総則
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 復興計画
 資料編

2. 5 その他の被害報告

総則 災害予防 震災 風水害 事故災害 東海地震 復旧計画 資料編	その他 道路・橋梁・河川・水道・電話・電気・ガス がけ崩れ・その他 () } の被害報告				
	発信日時	月 日 時 分	受信日時	月 日 時 分	
	発信機関		発信者		
	受信機関		受信者		
	情報源	住民 消防団 自主防	確認	済 (どこで)	警察
		その他 ()		未	その他
	発生	日時	月 日 時 分		
		場所			
		原因			
	状況 ・路線、河川名等 ・被災延長、崩土量等 ・被災の状況 ・復旧見込				
対応措置					
この情報は	第 号 その他 ()	} で記者発表 済		未発表	

3. 緊急通行車両関係

3. 1 緊急通行車両等確認申請書

第 号

地震災害 災 害 応急対策用		緊急通行車両等確認申請書		年	月	日
千葉県知事 殿		申請者住所 氏名		印		
自動車登録番号						
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、整備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防御、拡大防止等（備考欄へ記載） 0 緊急輸送（ 人） ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ）					
	使用者	住 所				
	氏 名	（ ） 局 番				
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間					
通行経路	出 発 地			目 的 地		
備 考						

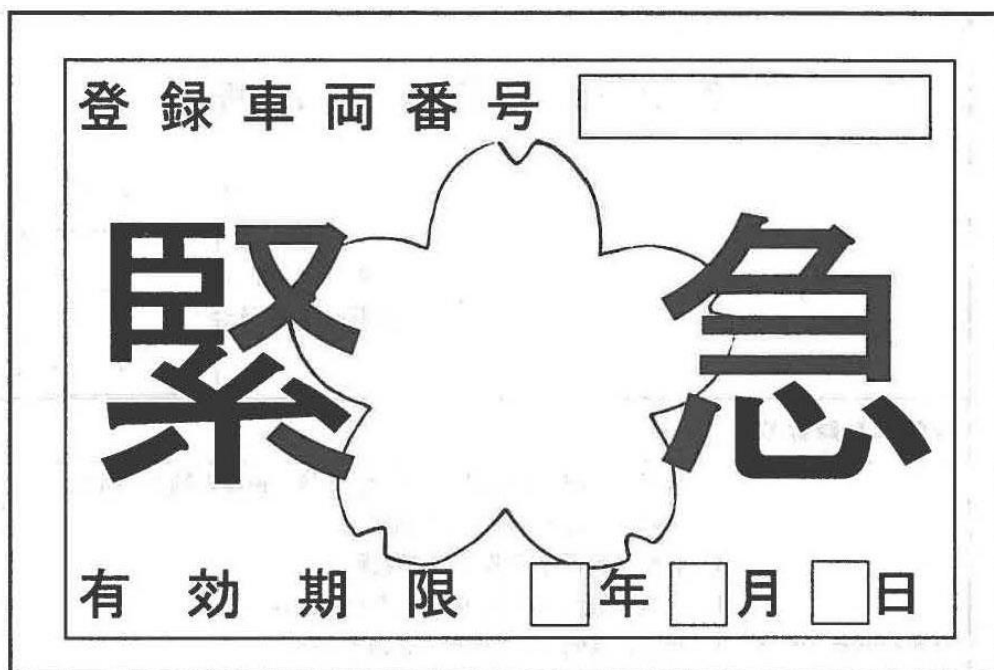
注1) 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。
 注2) 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
災害復旧
資料編

3. 2 緊急通行車両確認証明書

総 則	緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		年 月 日
	千 葉 県 知 事		印
災 害 予 防 計 画			
震 災 風 水 害 事 故 災 害 東 海 地 震	災 害 応 急 対 策 計 画		
復 興 計 画	災 害 復 旧		
資 料 編	資 料 編		
	自動車登録番号		
	車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、整備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防御、拡大防止等（備考欄に記載） 0 緊急輸送（ 人） ※ 品名 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ）	
	住 所 使 用 者		
	氏 名	() 局 番	
	通 行 日 時	月 日 : ~ 月 日 : の間	
	通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
	備 考		

3. 3 緊急通行車両標章



15

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」を表示する部分を黒色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

総則	
災害予防計画	
災害応急対策計画	震災
	風水害
	事故災害
復興計画	東海地震 災害復旧
	資料編

4. 自衛隊関係

4. 1 災害派遣部隊要請の様式

自衛隊災害派遣様式

(知事への自衛隊災害派遣部隊要請の様式)

様式-2

第 年 月 日

千葉県知事

様

富里市長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

総則
災害予防
災害応急対策計画
復旧計画
資料編

4. 2 災害派遣部隊撤収の様式

(知事への自衛隊災害派遣部隊撤収の様式)

様式-4

第 年 月 日 号

千葉県知事

様

富里市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害応急対策計画
復興計画
災害復旧
資料編

5. 県報告関係

5. 1 人的被害

総則	災害予防 計画
震災	
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	
資料編	災害復旧

整理番号	管轄市町村	管轄消防	覚知時刻	発生時刻	発生住所	年齢	性別	国籍	程度	傷病名	搬送先	状況	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先	

5. 2 住家等被害

(1) 住家被害に関する状況 (損壊)

整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	破損箇所及び被害の詳細	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先

※ガラスが数枚割れた程度の被害は報告不要 (一部破損ではない)

(2) 住家被害に関する状況 (浸水被害)

整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	対処状況	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先

(3) 非住家被害に関する状況

整理番号	住所	種別	名称	程度	破損箇所及び被害の詳細	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先

5. 3 交通規制（道路被害）

資料編			災害復旧		東海地震		災害応急対策計画		震災		計画		総則	
			復興計画		復旧計画		風水書		災害予防					

整理番号	路線名	区間・場所	道路被害	交通規制	理由	規制（報告）開始	迂回路	規制延長（km）	規制解除（予定） （復旧見込み）	備考	管理者	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告。

※道路被害や交通規制の理由で土砂が原因の場合、地滑りと分かれば「地滑り」、土砂の流出が崖地であれば「がけくずれ」、それ以外の場合は「土砂崩れ」としてください。

※道路被害は、土砂や倒木で路面が覆われている場合は「不明」、撤去後に道路に穴が空けば「道路陥没」、その他は状況に応じて記載してください。

※交通規制を伴わない道路被害に関する報告する。(例) 道路の縁が崩れた、もしくは土砂が被ったものの、規制は不要な場合。

※道路被害を伴わない交通規制に関する報告する。(例) 道路冠水や倒木による道路規制。

※「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

5. 4 その他被害に関する情報

整理番号	事案名	覚知時刻	発生時刻	発生住所	事案の状況	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告する。
 ※二次被害の恐れがある情報、報道機関が大きく取り上げる可能性があるなど、社会的影響の大きな事案について記載する。

復興計画	震災	資料編
	災害応急対策計画	
災害復旧	風水害	
災害予防計画	事故災害	
	東海地震	
	総則	

5. 5 避難指示等発令

総 則	災害 予防 計画	震災 風水害 事故 災害 対策 計画	東海 地震	災害 復旧 計画	資料 編

整理 番号	避難勧告等 発令区分	発令時刻	解除時刻	対象市町村	対象地域	対象世帯数	対象人数	発令理由	報告者名	報告者所属	連絡先

※対象世帯数及び人数は、正確な把握ができていない場合はおおよその数値で良い。

5. 6 物資資源管理情報

(1) 保有備蓄物資一覧

No	市町村	品目	数量	単位	1 梱包単位の容積			1 梱包単位の長さ (mm)	1 梱包単位の重 量 (kg)	1 梱包単位の 入数	保管箇所数
					たて (mm)	よこ (mm)	高さ (mm)				
例	●●市	アルファ化米	50,000	食	320	480	190	50	5.0	5	

(2) 集積拠点候補地

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	電話	有効面 積 (㎡)	屋根	荷役 機械	大型 (10t) 進入 可否	受入 人数	官/民
例	●●市	〇〇市総合体育館	〇〇市 × × 町 1-1-1	35.1111111	140.1234567	***-***-****	54,000	あり	あり	可		官

※緯度経度は 10 進法により小数点以下 7 桁まで入力。

5. 7 避難所等情報

資料編	災害復旧	復災計画	総則
	災害復旧	復災計画	災害予防
資料編	災害復旧	復災計画	東海地震
	災害復旧	復災計画	災害応急対策計画
資料編	災害復旧	復災計画	風水害
	災害復旧	復災計画	震災

(1) 避難所情報①

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	管理者	管理担当	電話	有効面積 (㎡)	想定収容人数	指定避難所	福祉避難所

(2) 避難所情報②

No	構造条件		立地条件		交通条件	耐震性	耐火性	非構造部材の耐震化	備蓄物資																
	出入口	トイレ	水道	浸水想定区域					土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	津波災害警戒区域	食料 (食)	飲料 (L)	毛布 (枚)	トイレ (基)	紙おむつ (枚)	生理用品 (枚)	マスク (枚)	手指消毒液	自家発電装置	非常用発電機	衛星電話	燃料	生活用水	

(3) 避難所開設情報

No	市町村	施設名	住所	電話	有効面積 (㎡)	収容可能人数	現避難数		延べ避難数		不足物資	開設日時	閉鎖日時
							世帯数	人数	世帯数	人数			

5. 8 消防庁様式

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者 (性別・年齢)		人		死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人				
		中等症	人				
		軽症	人				
建物の概要	構造		建築面積		m ²		
	階層		延べ面積		m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼	棟			建物焼損表面積	m ²
部分焼	棟	林野焼損面積	ha				
ぼや	棟						
り災世帯数	世帯		気象状況				
消防活動状況	消防本部 (署)		台		人		
	消防団		台		人		
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機		人		
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

総則
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 復興計画
 災害復旧
 資料編

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)		
			重症 人(人)		
			中等症 人(人)		
			軽症 人(人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材	
	事業所	自衛防災組織		人	
		共同防災組織		人	
		そ の 他		人	
	消防本部(署)		台	人	
	消 防 団		台	人	
	消防防災ヘリコプター		機	人	
	海上保安庁		人		
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人		
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧
復興計画
資料編

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害応急対策計画
復興計画
資料編

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

総則
災害予防
計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
資料編

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟
							一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 _____										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1）（別紙）

（避難指示等の発令状況）

都道府県名（ ）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都道府県	災害名 ・ 報告番号 報告者名 区 分 被 害	区 分 被 害	区 分 被 害		都道府県 市町村 計	119番通報件数											
			田	畑													
人的被害 住家被害 非住家	災害名 ・ 報告番号 (月 日 時現在) 報告者名 区 分 被 害 死 者 人 行 方 不 明 者 人 負 傷 者 重 傷 人 軽 傷 人 全 壊 棟 半 壊 棟 人 一 部 破 損 棟 人 床 上 浸 水 棟 人 床 下 浸 水 棟 人 公 共 建 物 棟 そ の 他 棟	田 流 失 ・ 埋 没 ha 冠 水 ha 畑 流 失 ・ 埋 没 ha 冠 水 ha 文 教 施 設 箇 所 病 院 箇 所 道 路 箇 所 橋 り よ う 箇 所 河 川 箇 所 港 湾 箇 所 砂 防 箇 所 清 掃 施 設 箇 所 崖 く ず れ 箇 所 鉄 道 不 通 箇 所 被 害 船 隻 箇 所 水 道 戸 電 話 回 線 箇 所 電 気 戸 ガ ス 戸 ブ ロ ッ ク 塀 等 箇 所 他 箇 所 火 災 発 生 箇 所 建 物 件 危 険 物 件 そ の 他 件	公 立 文 教 施 設 千 円	農 林 水 産 業 施 設 千 円	公 共 土 木 施 設 千 円	そ の 他 の 公 共 施 設 千 円	小 計 千 円	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数 団 体	農 業 被 害 千 円	林 業 被 害 千 円	畜 産 被 害 千 円	水 産 被 害 千 円	商 工 被 害 千 円	そ の 他 千 円	被 害 総 額 千 円	119番通報件数	件
			消防機関等の活動状況	自衛隊の災害派遣	その他												

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

総則
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 復興計画
 災害復旧
 資料編

災害応急対策計画

5. 9 道路災害等における情報連絡

災害時報告リスト

事務所名 _____
 報告者 _____ 連絡先 _____
 報告時点 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

総則
 計画
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 復興計画
 災害復旧
 資料編

第1報 電話 or メール 1時間以内	災害 基本情報	災害内容	
		路線名	
		地先名	
		第一通報者	
		通報日時	
		人身被害	有 () 無 確認中
		物損被害	有 () 無 確認中
		規制内容	全面通行止 片側交互 路肩規制 無 確認中
		迂回路	有 無 確認中
		孤立集落	有 無 確認中
		第2報 メール 2時間以内	通報規制 概要
規制延長			
起点 (地先名)			
起点 (経度経緯) ※			
終点 (地先名)			
終点 (経度経緯) ※			
復旧見込み	2～3時間で解放 本日中 2日以内 3日以内		
迂回ルート図	別途添付のこと		
被災規模	バス路線		有 無
	被災延長・高さ等		
	被災箇所図	別途添付のこと	
	被災写真 (遠景・近影)	別途添付のこと	
社会通念上重大な災害又は、長期 (3日以上) 通行止めが見込まれる場合は、記者発表			
第3報 メール 3時間以内	報道資料	迂回路の延長	
		迂回にかかる時間	
		交通量	
		マスコミからの問合せ	無 有 ()
最終報		規制解除日時	

※緯度経度は、10進数 (35.60459436415563.140.12302892837513) で記入 (全面通行止め時のみ)

6. 避難所関係

6. 1 避難者カード

※この様式を使う場合は、**表面**と**裏面**を両面コピーして

ひなんしゃ
避難者カード 表面

				避難所名		受付番号	
記入日		年 月 日 ()		記入者氏名			
住所		〒 -		自治会・町内会名			
電話		() -		自宅の被害状況		全壊 / 半壊 / 一部損壊 全焼 / 半焼 / 床上浸水 流出 / その他 ()	
携帯電話		() -		滞在を希望する場所		避難所	
FAX		() -				テント(避難所敷地内に設営)	
メール		@				車両(避難所敷地内に駐車)	
その他連絡先(親戚など)		〒 - () -				避難所以外の場所 (自宅 / 他 ())	
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)				けがや病気・障害・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なこと		運営に協力できること (特技・免許)	
氏名		生年月日・年齢		性別		続柄	
世帯主		明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		□男 □女			
家族		明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		□男 □女			
家族		明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		□男 □女			
家族		明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		□男 □女			
ペットの状況		□飼っていない □飼っている→右欄へ		種類(頭数)		□同伴希望(ペット登録台帳に記入) □置き去り □行方不明	
自家用車(避難所に駐車する場合)		車種		色		ナンバー	
安否確認のための情報開示		親族・同居者への提供 □希望する □希望しない		知人への提供 □希望する □希望しない		左記以外の者への提供 □希望する □希望しない	

総則
災害予防
震災
災害応急対策計画
東海地震
災害復旧
復興計画
資料編

- 世帯(家族)ごとに記入して、避難所の受付に提出してください。
- ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また富里市災害対策本部にも提供し、被災者支援のために富里市が作成する「被災者台帳」にも利用します。

ひなんしゃ

避難者カード 裏面：運営側（受付担当）記入用

<登録時>

●運営側（受付担当）は、記入者とともに表面の記載を確認する。

- ・安否確認への対応（公開・非公開）

※安否の問い合わせがあった場合に、住所（〇〇町〇〇丁目まで）と氏名、ふりがなを公開しても

こじん　　かなら　　かくにん
よいか個人ごとに必ず確認すること。

- ・けがや病気、障害、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語（または日本語が理解できるか）など、とくに配慮が必要なことはあるか。

→詳細を聞き取ったら↓「本人からの申告・聞き取り事項」に記入

●受け入れ先

受け入れ先 (滞在先)	場所	<input type="checkbox"/> 避難所内（ ） <input type="checkbox"/> テント（避難所敷地内に設営） <input type="checkbox"/> 車 両（避難所敷地内に駐車） <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所（自宅 / その他（ ））		
	組名		人数	人
	避難確認	<input type="checkbox"/> 世帯全員の確認済 <input type="checkbox"/> 一部未確認（未確認者： ）		
本人からの申告・聞き取り事項など				

<転出・退出後>

退所届	受付日	年 月 日（ ）
	受付番号	

総則
 計画
 災害予防
 震災
 災害
 風水害
 事故災害
 東海地震
 復興計画
 災害復旧
 資料編

6. 2 避難者名簿

避難者名簿

避難所名	カード番号	氏名	住所	性別	年齢	備考					退所日	
						ミルク	お粥					その他
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
	12											

※粉ミルクやお粥など、継続して個別確認が必要なものは、○を記入します。また、必要に応じて項目を記入してください。
 ※その他の欄には、特筆すべき内容を記入します。(例：医師、妊婦、歩行困難など)

総則	災害予防計画	震災	風水害	事故災害	東海地震	復興計画	災害復旧	資料編
		災害応急対策計画						

6. 3 在宅被災者名簿

資料編	災害復旧 復興計画	東海地震	災害応急対策計画	震災 風水害 事故災害	計画 災害予防	総則
-----	--------------	------	----------	-------------------	------------	----

在宅被災者名簿

避難所名	カード番号	氏名	住所	性別	年齢	備考					支援終了日	
						ミルク	お粥			その他		
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
	12											

※粉ミルクやお粥など、継続して個別確認が必要なものは、○を記入します。また、必要に応じて項目を記入してください。
 ※その他の欄には、特筆すべき内容を記入します。（例：歩行困難なため民生委員支援など）

6. 4 避難所運営記録

避難所運営記録						避難所名	
年 月 日			曜日		記入者氏名		
担当時間 時 ~ 時			担当職員名				
一日の避難者の移動記録							
時現在		時現在		時現在			
世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数		
居住せずに食料物資等受給のみを希望している避難者の移動記録							
時現在		時現在		時現在			
世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数		
<p>◎病気・事故者の記録</p> <p>◎生活の記録</p> <p>◎施設関係の記録</p> <p>◎入所者からの要望等</p> <p>◎その他</p> <p>◎引継ぎ事項</p>							

総則

災害予防計画

震災

風水害

事故災害

東海地震

災害応急対策計画

復興計画

災害復旧

資料編

6. 5 退去者記録

復元計画	災害復旧	資料編
東海地震	災害応急対策計画	
事故災害	風水害	
	震災	
	計画	災害予防
	総則	

退去者記録簿		避難所名		移動先		電話番号	
		種別	移動先名	住所			
受付日	/	人数	食料・物資 供給確認	種別	移動先名	住所	電話番号
	:		・食料 ・物資 ・なし	・知人 ・その他			
	:		・食料 ・物資 ・なし	・知人 ・その他			
	:		・食料 ・物資 ・なし	・知人 ・その他			
	:		・食料 ・物資 ・なし	・知人 ・その他			
	:		・食料 ・物資 ・なし	・知人 ・その他			
	:		・食料 ・物資 ・なし	・知人 ・その他			
	:		・食料 ・物資 ・なし	・知人 ・その他			
	:		・食料 ・物資 ・なし	・知人 ・その他			
	:		・食料 ・物資 ・なし	・知人 ・その他			
	:		・食料 ・物資 ・なし	・知人 ・その他			

6. 6 外出受付簿

外出受付簿									
受付日	外出時間	帰着予定時間	帰着時間	外出目的	避難所名		備考		
					氏名	備考			
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						
/	:	:	:						

復興計画	災害復旧	資料編	東海地震	事故災害	風水害	震災	災害応急対策計画	災害予防	総則
									計画

6. 7 外来受付簿

総則	災害予防	災害急応対策計画	災害復旧	資料編
計画				
震災	東海地震	復旧計画	復旧計画	資料編
風水害				
事故災害				

外来受付簿	避難所名		人数	来者名	外来的目的者(名)	外来的面会	退所時間	来所時間	受付日
	住	所							
							/
							/
							/
							/
							/
							/
							/
							/
							/
							/
							/
							/
							/

6. 8 電話受付用紙

避難所名		電 話 受 付 用 紙					伝 達 時 間
		受 付 時 間	伝 達 先 避 難 者	発 信 者	発 信 者 電 話 番 号	伝 達 確 認	
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:
		:				済み	:

総 則	災 害 予 防	震 災	風 水 害	事 故 災 害	東 海 地 震
計 画	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策 計 画			
	復 興 計 画	災 害 復 旧			
					資 料 編

6. 9 物資配送依頼票

物資配送依頼票

No. _____

避難所名			
依頼者	氏名：	(避難所担当職員)	
依頼日時	月	日	時 分
避難所連絡先	TEL：	FAX：	

分類	品目	必要数	備考	集配拠点配送数 ※配送拠点が記載
食料品	アルファ米	食		
	乾パン	食		
	粉ミルク	人分		
飲料	水	本	500ml 換算	
物資	毛布	枚		
	子供用おむつ	人分		
	大人用おむつ	人分		
	おしりふき	人分		
	哺乳瓶	本		
	生理用品	人分		
	トイレットペーパー	巻		
配送担当者：			避難所受領サイン：	

総則
 災害予防
 計画
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 災害復旧
 復興計画
 資料編

6. 10 避難所用品管理票

避難所用品管理票

品目または品名		単位呼称	
保管場所			

※品目ごとに作成

日付	受領数	払出数	残数	備考	確認者名

総 則	
災害予防 計画	
震災 災害 風水害 事故災害 東海地震 復興計画	災害 応急 対策 計画
災害復旧 計画	
資料 編	

6. 1 1 避難所運営委員会編成名簿

避難所運営委員会編成名簿

避難所名 _____ 編成： _____ 月 _____ 日から

総 則
災害 予防 計画
震 災 風 水 害 事 故 災 害 東 海 地 震
災害 応 急 対 策 計 画
復 興 計 画 災 害 復 旧
資 料 編

避難所運営委員会		名 簿		
委 員 長				
副 委 員 長				
副 委 員 長				
各 活 動 班	総 務 班	班 長		
		副班長		
	情 報 広 報 班	班 長		
		副班長		
	食 料 物 資 班	班 長		
		副班長		
	保 健 衛 生 班	班 長		
		副班長		
居 住 組	1	組 長		
		副組長		
	2	組 長		
		副組長		
	3	組 長		
		副組長		
	4	組 長		
		副組長		
	5	組 長		
		副組長		

6. 12 ペット登録台帳

ペット登録台帳

避難所名	
------	--

番号	ペットの なまえ 種類	ワクチン・去勢 の状況	品種	性別	特徴 (毛色・ けいろ たいかく、迷子 ふだうむ 札の有無 など)	犬のみ記入		飼い主の 連絡先		受付担当の 記入欄		
						市町村 の 登録	狂犬病 予防接種			組名	入 所 日	退 所 日
記入例	グレイ 犬	済	ミニチ ュアシ ュナウ ザー	オス	灰色、中 型、迷子 札あり	登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名 富里 太郎	電話 (〇〇〇)〇〇 〇〇-〇〇〇〇		/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	電話			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	電話			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	電話			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	電話			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	電話			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	電話			/	/

総 則
災害予防 計画
震災 風水害 事故災害 東海地震
災害 応急 対策 計画
復興 計画
災害 復旧 資料 編

7. 医療救護関係

7. 1 取扱患者台帳

取扱患者台帳

救護所名		担当医		担当者	
------	--	-----	--	-----	--

No	氏名	性別	年齢	住所	健康状態等

総則 災害予防 震災 風水害 事故災害 東海地震 復興計画 資料編	災害予防
	災害応急対策計画
	災害復旧

7. 2 救護所運営記録簿

救護所運営記録簿

(表)

救護所名			担当者	
救護日	月	日	記録日時	月 日 時
救護者数	人(男 人)(女 人)(子供 人)			
協力者				
1 救護者の状態				
2 救護物資の状況				
3 運営上の問題				
4 その他				
災害対策本部への連絡事項				
時	分			

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害応急対策計画
復興計画
災害復旧
資料編

7. 3 災害用医薬品等の供給要請について

印旛健康福祉センター長 様

年 月 日
富里市災害対策本部長

災害用医薬品等の供給要請について

このことについて、救護所において災害用医薬品等を必要とするため、下記のとおり供給を要請します。

記

救護所名				
搬送先(住所)				
受領責任者 職氏名 連絡先	()			
納品希望日時	月 日 (時)			
供給要請数	品名(又は用途)	剤型	内容	数量
備考				

- (注)1 供給要請は原則として文章とする。但し、災害時の緊急性、情報網の混乱等状況に応じて、口頭を含めた多様な方法を可とする。
2 供給要請数量は、別紙による対応を可とする。

以上

8. 罹災証明関係

8. 1 罹災届出書申請書

罹災届出書交付申請書		
富里市長	様	
	年 月 日	
	届 住 所 出 氏 名 人 連絡先	
	— — 印	
下記災害による被害があったことを届出します。		
災 害 名		
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日	
被 害 物 件	所在地	富里市
	物 件	
所 有 者 又 は 世 帯 主	住 所	
	氏 名	
被 害 状 況		
提 出 先 及 び 提 出 す る 理 由	1 役所 2 税務署 3 保険会社 4 電信電話会社 (ア 固定資産減失手続 イ 減免手続 ウ 保険請求) 5 その他 () (通)	

年 月 日
上記届け出があったことを別紙のとおり証明する。

				現地確認

受 付 印 欄		公印使用	
		確 認	

総則
 災害予防
 計画
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 災害復旧
 復興計画
 資料編

罹災届出証明書

罹 災 届 出 書		
富里市長	様	令和 年 月 日
	届出 人	住所 氏名 連絡先
下記災害による被害があったことを届出します。		
災 害 名		
災 害 発 生 年 月 日	令和 年 月 日	
被 害 物 件	所在地	富里市
	物 件	
所有者 又 は 世帯主	住 所	
	氏 名	
被 害 状 況		
提 出 先 及 び 提 出 す る 理 由	1 役所 2 税務署 3 保険会社 4 電信電話会社 （ア 固定資産減失手続 イ 減免手続 ウ 保険請求） 5 その他（ ） ） （ 通）	

総 則	
災害予防 計画	
災害応急 対策計画	震 災
	風 水 害
	事 故 災 害
復興計画	東 海 地 震
	災 害 復 旧

資
料
編

富防証第 号

令和 年 月 日

上記のとおり、罹災届出があったことを証明する。

富里市長 印

8. 2 罹災証明書

罹災証明書交付申請書

総則	富里市長				様				年 月 日			
	申請者				住所 氏名 電話番号				印			
計画	災害予防											
震災	災害応急対策計画											
風水害												
事故災害												
東海地震												
復興計画	災害復旧											
資料編												
罹災日		令和 年 月 日										
罹災者氏名		(ふりがな)										
罹災世帯の 構成員		氏名			続柄		氏名			続柄		
					世帯主							
罹災場所		富里市 (アパート等名称)										
罹災建物の 用途等		<input type="checkbox"/> 持家 居住者 <input type="checkbox"/> 借家 居住者 (所有者名) <input type="checkbox"/> 貸主 家主					<input checked="" type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 非住家 ()					
罹災原因		地震 ・ 水害 ・ 風害 ・ その他 ()										
証明書必要部数		部										
添付書類		写真及び位置図										

罹災証明書

世帯主住所				
世帯主氏名	(ふりがな)			
罹災世帯の構成員	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主		
罹災建物の用途等	<input type="checkbox"/> 持家 居住者 <input type="checkbox"/> 借家 居住者 (所有者名) <input type="checkbox"/> 貸主 家主		<input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 非住家 ()	
罹災原因				
被災住家の所在地				
住家被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)			

総則
 災害予防計画
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 災害応急対策計画
 災害復旧復興計画
 資料編

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

富里市長



9. 被災者台帳

1 /

総則	災害予防	災害対応策計画	災害復旧
計画	震災	風水害	復興計画
		事故災害	
		東海地震	
			資料編

管理ID	氏名・ふりがな	世帯構成人数	世帯主名	世帯主(該当に○)	住所	住家被害認定調査結果	被害認定日	負傷・疾病・死亡	電話番号	避難先住所	り災証明交付日	台帳情報提供同意(該当に○)	情報の使用目的	提供した情報	情報提供日

管理 ID	支援①:	支援②:	支援③:	支援④:	支援⑤:	支援⑥:	支援⑦:	支援⑧:

※支援①～⑧は、支援の名称を記載する。

10. 遺体等関係

10. 1 行方不明者等受付簿

行方不明者等受付簿

種別	1 行方不明者				3 死体引受人のない死体	受付番号		
	2 身元不明の死体				4 その他			
	氏名		性別		年齢	歳位	受付者氏名	
	本籍						届出人 (氏名)	
現住所						(住所)		
死体の現場								
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)								

総則
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 災害応急対策計画
 災害復旧
 復興計画
 資料編

10. 2 遺体処置台帳

遺 体 処 置 台 帳

死 亡 年 月 日	死 亡 原 因	遺 体 発 見 の 日 時 及 び 場 所	死 亡 者		遺 族		洗 浄 等 の 処 置 費			遺 体 の 一 時 保 存 場 所 保 存 期 間	備 考
			住 所 氏 名	年 齢	住 所 氏 名	関 係	品 名	数 量	金 額		

総 則
災害予防 計画
震 災 風 水 害 事 故 災 害 東 海 地 震
災害 応 急 対 策 計 画
災害 復 旧 復 興 計 画
資 料 編

10.3 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

総則	死亡 年月日	死亡 原因	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
				住所 氏名	年 齢	住所 氏名	関 係	棺 (付 属 品 含)	埋 葬 は 火 葬 料	骨 箱	計	
災害予防 計画												
震災 風水害 事故災害 東海地震												
災害復旧 復興計画												
資料編												

10. 4 遺骨及び遺留品処置票

遺骨及び遺留品処置票

遺留品処置番号		
遺留品		
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	
死亡者	死体番号	
	氏名	
	住所	
遺留品保管所		

総則
 災害予防計画
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 災害応急対策計画
 復興計画
 災害復旧
 資料編

1 1. 義援金品受領書

総則
 災害予防計画
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 災害復旧復興計画
 資料編

義 援 金 品 受 領 書

No.

金 額 円

品 名	数 量	

以上のとおり受領致しました。
 ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

富里市災害対策本部長
 富里市長

印



富里市地域防災計画

発行：富里市防災会議

編集：富里市総務部防災課

〒286-0292

千葉県富里市七栄 652 番地 1

TEL 0476-93-1114